

熊本市

公共事業環境配慮指針

第一版	平成 2 1 年	9 月策定
第二版	平成 2 5 年	1 0 月改訂
第三版	平成 2 6 年	4 月改訂
第四版	平成 2 7 年	1 1 月改訂
第五版	平成 2 9 年	5 月改訂
第六版	令和 3 年	3 月改訂
第七版	令和 4 年	4 月改訂
第八版	令和 5 年	4 月改訂
第九版	令和 6 年	5 月改訂
第十版	令和 7 年	4 月改訂

目 次

第1章 環境配慮指針の基本的事項

- 1 - 1 環境配慮指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 0 1
- 1 - 2 環境配慮の優先順位の考え方・・・・・・・・・・P 0 2
- 1 - 3 環境配慮指針の位置づけ・・・・・・・・・・P 0 4
- 1 - 4 環境配慮指針の対象とする事業・・・・・・・・・・P 0 5
- 1 — 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 0 5

第2章 環境配慮事項

- 2 - 1 環境配慮項目及び環境配慮事項・・・・・・・・・・P 0 6
- 2 - 2 重点配慮事項及び一般配慮事項・・・・・・・・・・P 0 7

第3章 環境配慮の方法

- 3 - 1 環境配慮の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 6
- 3 - 2 実務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 8
- 3 - 3 事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート・・P 2 6
- 3 - 4 公共事業環境配慮評価会議の考え方について・・・・・・・・・・P 2 9
- 3 - 5 環境配慮実施状況の公表について・・・・・・・・・・P 3 0

第4章 環境配慮技術

- 4 - 1 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮・・P 3 2
- 4 - 2 自然環境の保全のための配慮・・・・・・・・・・P 4 2
- 4 - 3 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮・・・・・・・・・・P 5 7

第5章 巻末資料

- 5 - 1 事業・環境特性把握シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7 4
- 5 - 2 事業別環境配慮チェックシート・・・・・・・・・・P 7 6
- 5 - 3 関係法令に基づく環境配慮が必要な事業規模要件一覧表・・・・・・・・P 8 5
- 5 - 4 事前に届出が必要な環境配慮関連法令一覧・・・・・・・・・・P 8 6

第 1 章

環境配慮指針の基本的事項

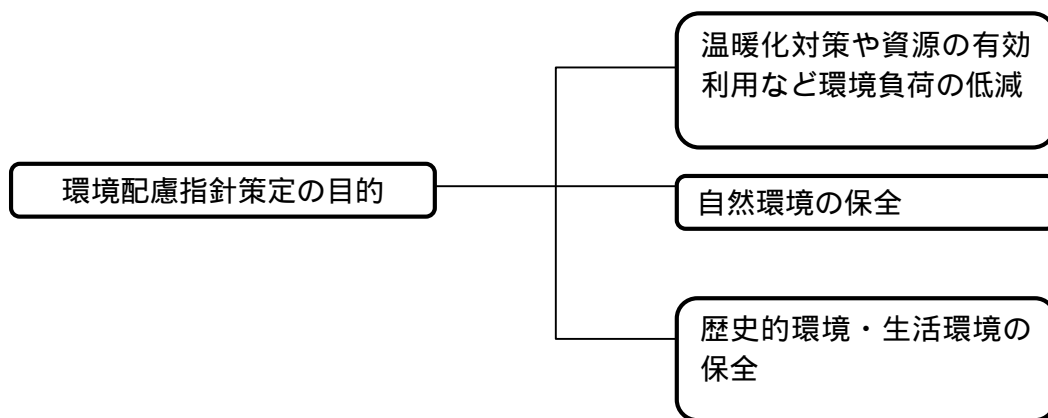
- 1 - 1 環境配慮指針の目的
- 1 - 2 環境配慮の優先順位の考え方
- 1 - 3 環境配慮指針の位置づけ
- 1 - 4 環境配慮指針の
対象とする事業
- 1 — 5 その他

1 - 1 環境配慮指針の目的

都市化の進展や生活様式の多様化などにより、本市が有する清らかな地下水や豊かな緑などの自然環境は少しずつ損なわれつつあります。令和6年3月策定の「熊本市第8次総合計画」においては、清らかな地下水や大気、快適で安全・安心な生活環境の保全に加え、その環境をもたらす生物多様性の保全に取り組むこととしています。

また、「第4次熊本市環境総合計画」においては、基本理念として「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を掲げ、その中で「事前配慮の仕組みの構築」として、開発等によって大気・水・緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行うこととしています。

そこで、環境保全のための本市の率先行動として、市が実施する公共事業において、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効利用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全のための配慮の仕組みとして、公共事業環境配慮指針（以下、「環境配慮指針」という。）を策定することとしました。



第4次熊本市環境総合計画における環境配慮指針に関わる記述

基本理念 恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

基本方針7「各方針をつなぎ横断的に取り組む」

施策7-1「環境影響評価を推進する」

取組7-1-2「事前配慮の仕組みの構築」

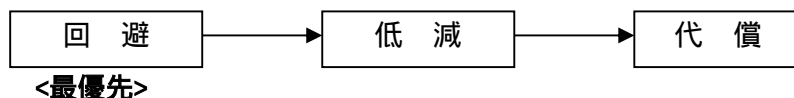
○本市が行う公共事業において、開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行うこととしており、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指針」を適切に運用します。

1 - 2 環境配慮の優先順位の考え方

環境配慮の方法の検討にあたっては、環境影響を把握し、「回避」を最優先に対応策を実施し、**環境影響を最小化**するものとします。

回避が困難な場合は、環境影響の「低減」の検討を行い、環境への影響が避けられない場合など必要に応じて「代償」の措置を検討することとします。

■ 環境配慮の検討優先順位



回 避・・・事業の内容を変更し、事業の一部を実施しないことなどにより環境への影響を「回避」する措置。

重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないこと。

例：事業の一部中止、区域やルートの変更など

低 減・・・事業規模の制限や事業の工法を変更することにより環境への影響を「低減」する措置

何らかの手段で影響要因や影響の発生を最小限に抑えること、または、発生した影響を何らかの手段で修復すること。

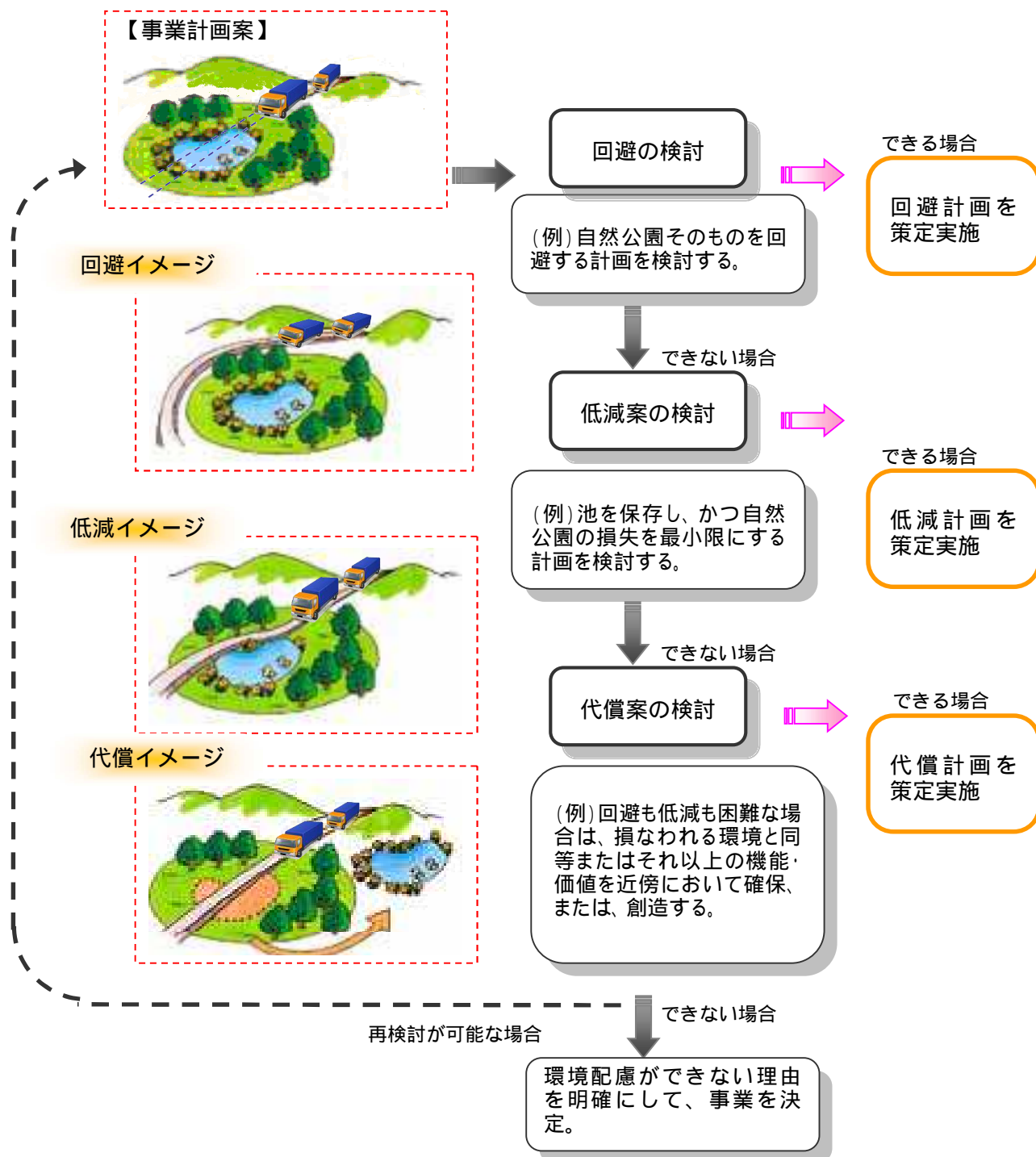
例：事業の程度や規模を制限、構造、工法の工夫など

代 償・・・回避・低減が困難である場合、事業の実施により損なわれる環境を再生することにより、損なわれる環境を「代償」する措置

例：新たな代替生息地の創出など

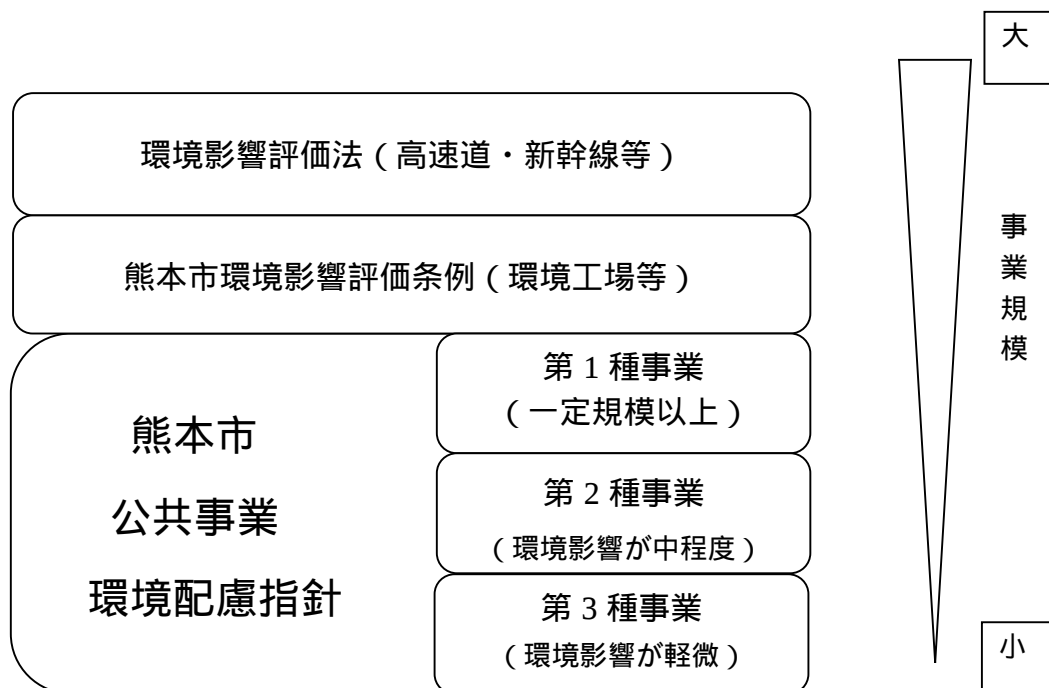
環境配慮の優先順位の考え方におけるイメージ

道路の新設を例にして、本事業計画段階で自然公園内に貴重な動植物が生息する池がある場合を想定した検討例



1 - 3 環境配慮指針の位置づけ

環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）及び熊本市環境影響評価条例（令和 7 年熊本市条例第 2 2 号、令和 7 年 1 0 月 1 日施行予定）の対象とならない市公共事業について、「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとします。



環境影響評価法及び熊本市環境影響評価条例の対象事業については、計画構想段階において、本市環境配慮指針に基づき、環境影響の把握を実施し、候補地の選定後は、法及び条例に基づく手続きに移行するものとします。

熊本市環境影響評価条例が施行されるまでは、従来どおり熊本県環境影響評価条例が適用されます。

1 - 4 環境配慮指針の対象とする事業

本指針の対象事業は、本市が実施するすべての公共事業を対象とします。

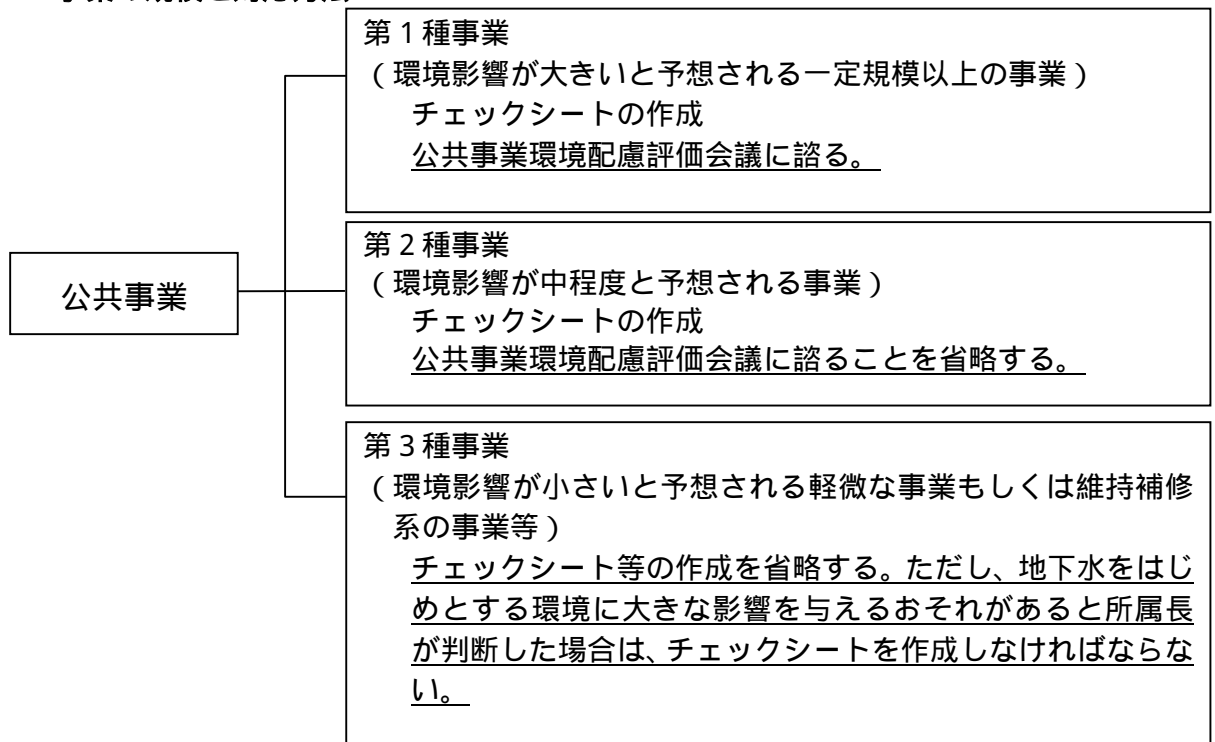
なお、事業の種類を9つの種類に分類するとともに、事務の効率性等も考慮し、環境配慮指針においては、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業（第1種事業） 環境影響が中程度と予想される事業（第2種事業） 環境影響が小さいと予想される軽微な事業または維持補修等事業（第3種事業）に区分し、環境影響が比較的小さいと予想されるものは、環境配慮の手続きを簡素化することとします。

ただし、災害復旧事業及び緊急に実施することを必要とする災害の復旧又は防止のための事業については、適用しません。

■ 事業の種類

ア 道路・街路整備事業	カ 下水道整備事業
イ 河川整備事業	キ 水道整備事業
ウ 用排水路整備事業	ク 建築物整備事業
エ 漁港・海岸整備事業	ケ 造成事業
オ 軌道整備事業	

■ 事業の規模と対応方法



事業種別については、P 18を参照。

1 - 5 その他

本指針は、必要に応じ定期的に改訂するものとする。

第 2 章 環境配慮事項

- 2 - 1 環境配慮項目及び
環境配慮事項
- 2 - 2 重点配慮事項及び
一般配慮事項

2 - 1 環境配慮項目及び環境配慮事項

環境配慮指針の対象とする環境配慮項目及び環境配慮事項は、以下のとおりとします。

【環境配慮項目】

【環境配慮事項】

温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進【重点配慮事項 1・2】
建築物の断熱化の推進
その他の温室効果ガスの排出抑制【重点配慮事項 3】
CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和【重点配慮事項 3】
フロン使用抑制【重点配慮事項 3】
雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入【重点配慮事項 4】
省資源に配慮した建設資材の活用【重点配慮事項 6】
建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理【重点配慮事項 6】
建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理【重点配慮事項 6】

自然環境の保全のための配慮

場所（路線）の選定は、地域環境の保全、土地利用等との整合
地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設の導入【重点配慮事項 4】
地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止【重点配慮事項 4】
水質浄化機能への配慮
人がふれあえる水辺環境の創造
生態系を維持するための十分な水量の確保
緑豊かな空間の維持・形成の推進【重点配慮事項 5】
貴重な動植物の生息・生育地における改変の回避
生物の生息生育環境の保持
施設照明等による影響の低減

歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

歴史的景観の保全
文化財の保護
周辺環境と調和した、良好な都市景観の保全・創造
交通網の整備により交通量の分散化、交通流の円滑化
周辺道路の交通流の円滑化
周辺環境に配慮した道路構造の検討
周辺への大気汚染や騒音による影響の低減
建設機械、車両の稼働に伴う周辺環境への影響の低減
工事中の汚水・濁水の流出に伴う周辺環境への影響の低減
海面や自然海岸を保全し、水産資源への影響の低減
工事中の濁水の発生に伴う周辺環境への影響の低減
放流先の水環境の保全
電波障害及び日照障害の防止
悪臭の発生防止などの大気環境への影響の抑制
人の健康に配慮した内装材等の使用の推進

2 - 2 重点配慮事項及び一般配慮事項

環境配慮事項については、達成すべき目標を定めた必須事項である 重点配慮事項と、一般配慮事項に区分します。

重点配慮事項

「森の都」都市宣言、地下水保全都市宣言及び環境保全都市宣言の環境保全に関する都市宣言や第7次熊本市総合計画、環境総合計画等、本市の重要な都市宣言や計画に示されたまちづくりに寄与する環境配慮事項を重点配慮事項と位置づけます。重点配慮事項については、数値目標等を設定しており、公共事業を構想・計画する段階での環境配慮の必須事項とします。

- 【重点配慮事項 1】 再生可能エネルギーの導入推進
- 【重点配慮事項 2】 省エネルギーの推進
- 【重点配慮事項 3】 その他の温室効果ガスの発生抑制
- 【重点配慮事項 4】 地下水のかん養及び保全
- 【重点配慮事項 5】 緑の創出及び保全
- 【重点配慮事項 6】 建設廃棄物の減量及びリサイクルの推進

一般配慮事項

環境配慮事項のうち、重点配慮事項を除く事項を一般配慮事項とします。一般配慮事項では、構想・計画の段階から公共事業の特性や規模を考慮しながら、環境配慮に努める事項とします。

重点配慮事項 1 再生可能エネルギーの導入推進

公共施設の新設・改築時には、施設の規模や形状に配慮しながら、太陽光発電設備等の導入を推進し、脱炭素社会の実現に向け、率先した施設とする。

再生可能エネルギーの導入推進

- 1 公共施設の新築、改築（建替え）においては、日射条件や屋上を避難所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、屋上等のスペースに最大限の太陽光発電設備を導入する。

- ・太陽光発電設備の最大限の導入に当たっては、設備の設置に要するイニシャルコストに加え、維持管理に要するマンパワーやランニングコストの増加が課題となることから、P P A方式 を活用した整備も検討する。

P P A方式を活用した太陽光発電設備の整備

施設の屋上など、指定されたスペースに電気事業者が太陽光発電設備等を設置し、発電した電力を施設に供給する者で、施設の管理者等は、電気事業者と太陽光発電設備で発電した電力の購入契約を締結するもの。

電力料金には太陽光発電設備の設置や管理に要するコストを含むものの、一般送配電事業者（九州電力送配電株式会社など）の送配電網の利用料（託送料金）や再生可能エネルギー発電促進賦課金等が発生しないことから、小売電気事業者から購入する電力料金よりも安くなることが期待できる。

- 2 その他再生可能エネルギーの活用の検討を行う。

環境工場における配慮・・・・・・・・・・ごみ焼却の廃熱を利用した発電設備の導入
下水処理場における配慮・・・・・・・・・・消化ガスの有効利用 など

- 3 公共施設で使用する電力の購入契約においては、脱炭素電力を選定する。

- ・脱炭素電力とは、再生可能エネルギーなど、発電時にCO₂を排出しない電力をいう。

重点配慮事項 2 省エネルギーの推進

公共施設の新築・改築及び改修時において、照明及び空調等電力設備の選定時には、省エネルギー型の設備を選定するなど、施設全体のエネルギー消費量を低減する。

省エネルギーの推進

- 1 公共施設の新築及び改築においては、低コスト化のための技術開発等の動向を踏まえつつ、ZEB等の導入を検討する。

・ZEB (net Zero Energy Buildings) とは、室内の環境を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目的とした建物のことをいう。

- 2 公共施設の新築、改築及び照明の改修時においては、原則として、LED照明機器を設置する。

LED照明機器の主な特徴：消費電力が少ない
水銀を含まない 等

- 3 公共施設において使用する電気機器等においては、省エネ法に基づくトップランナー基準に適合した製品や熊本市グリーン購入指針に基づく製品を購入する。

・熊本市グリーン購入指針においては、エアコン、温水器等において、調達基準が定められている。

重点配慮事項 3 その他の温室効果ガスの発生抑制

公共施設の新築・改築時や公共工事実施時において、アイドリングストップ等に取り組むことにより温室効果ガスの排出抑制を図る。

その他の温室効果ガスの発生抑制

- 1 公用車の調達にあたっては、「熊本市の公用車における電気自動車等の導入方針」に基づき、業務における使用目的に応じ、原則として、電気自動車等を調達する。

電気自動車等・・・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車

- 2 ノンフロン、代替フロンを採用する。

- ・ エアコン、冷蔵機器及び冷凍機器の冷媒には、ノンフロンもしくは代替フロンの冷媒使用を推進する。
- ・ 現在、冷媒にフロン、代替フロンが使用されている場合には、処分する場合、適正に処理する。

- 3 アイドリングストップを促進し、急発進及び空ふかしを抑制する。

- ・ 工事車両や建設機械から排出されるCO₂の発生を抑えるため、急発進・空ふかしの抑制、アイドリングストップなどエコドライブの実践に努める。
- ・ これらの行動の実践により、大気汚染、騒音の防止や省資源にもつながる。
- ・ 工事仕様書等に明示し、請負業者への指導徹底を図る。

重点配慮事項 4 地下水のかん養及び保全

本市は、清れつな地下水に恵まれ、水道水源の全てを賄っている。こうした中、昭和51年には、「地下水保全都市宣言」が市議会で決議され、翌昭和52年に「地下水保全条例」を制定し、地下水の保全に取り組んできた。平成19年には「熊本市地下水保全条例」を改正し、地下水質の保全、地下水かん養対策及び節水対策について、規定を盛り込んだ。公共事業の計画にあたっては、その趣旨に基づき環境配慮するものとする。

地下水のかん養

1 公共建築物を新築及び改築する場合は、雨水浸透ますを設置する。

- 標準的な雨水浸透ますの設置個数は、屋根面積に応じ次の表のとおりとする。

屋根面積	雨水浸透ますの設置個数	
	直径 30 cmのます	直径 35 cmのます
50 m ² まで	2 個以上	1 個以上
100 m ² まで	3 個以上	2 個以上
150 m ² まで	4 個以上	3 個以上
200 m ² まで	5 個以上	4 個以上
300 m ² まで	7 個以上	5 個以上
400 m ² まで	9 個以上	7 個以上
500 m ² まで	11 個以上	9 個以上

- 1 屋根面積が 500 m²以上の場合は、別途水保全課と協議すること。
- 2 この表に定める雨水浸透ますと同等の能力を有する他の雨水浸透施設を設置する場合は、別途水保全課と協議すること。

【雨水浸透ますを設置する際の注意事項】

- ・屋根面以外の水を流入させる場合は、別途水保全課と協議すること。
(地下水質を悪化させるものは流入させてはならない。)
- ・原則として、オーバーフロー管を設置すること。
- ・目詰まり防止のため、取り外し可能なごみ除けフィルターを取り付けること。
(ます本体は、透水性や底張りが無いものを使用し、ますの周囲は単粒度砕石を充填し、砕石の周りに不等沈下防止のため透水性のあるシートを張ること。)

【雨水浸透施設を設置する際の注意事項】

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）や地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）の定めるところにより、雨水を地下に浸透させることで防災上の支障が生じると予想される箇所（地すべりのおそれのある箇所、高低差があり崩壊の危険がある箇所）は除く。
- ・地盤の雨水浸透能力が低く、浸透効果を期待できない箇所（地下水位が高い箇所）は、別途水保全課と協議すること。

【雨水浸透施設の種類】

- ・雨水浸透施設には、次の種類がある。

ア 雨水浸透ます イ 雨水浸透トレンチ ウ 雨水浸透側溝
エ 透水性舗装 オ 緑化ブロック カ 緑地帯 キ その他

2 歩道及び駐車場を整備する際は、透水性の舗装とする。

- ・歩道及び駐車場を整備する場合は、透水性舗装や緑化ブロックを採用し、地下水のかん養及び雨水の流出抑制に努めるものとする。
- ただし、浸透効果を期待できない箇所や道路の構造、その他やむを得ない場合はこの限りでない。

地下水の保全

3 公共建築物の新築・改築時に、節水型給水設備を設置する。

- ・洗面台、トイレ等水を使用する機器については、最新型の節水型機器を設置しなければならない。
- ・蛇口には、節水コマの設置や自動水栓等を採用する。

4 地下工事（杭打ち工事、地盤改良工事）を実施する際は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないように措置を講じなければならない。

- ・深さ 10mを超える地下工事を実施する際は、着工予定日前 30 日までに水保全課に届け出なければならない。
- ・市の水道事業における水道の水源となる井戸から概ね 500m 以内で地下工事を行う場合は、あらかじめ上下水道事業管理者と協議しなければならない。

重点配慮事項 5 緑の創出及び保全

本市においては、昭和47年10月市議会において、「森の都宣言」が決議され、翌48年には、「緑の都推進会議」を組織化、その後、平成元年に「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、緑の創出及びその保全に取り組んでいる。

公共事業の計画にあたっては、「熊本市みどりの指針」に基づき、緑の創出及び保全に取り組む。

緑の創出

- 1 道路・街路、学校、公園、その他の公共施設の新設にあたっては、次に掲げる緑化を目標に緑を創出する。

ア 道路・街路整備に係る緑化

自転車歩行者道として、有効幅員 3.0m以上の確保が可能なところでは、交通量等を勘案し、植樹帯又は植樹柵を設置して緑化を図るものとする。

ただし、道路の構造、その他やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 学校に係る緑化

(1) 敷地面積の20%以上の緑化面積を目標とする。

(2) 学校の管理者は、目標を達成するため緑化担当者を指定し、緑化計画を作成する。緑化計画は、児童生徒の緑化への参加を含め、敷地全体を考慮して計画し、目標達成後の計画も含め、将来にわたる緑化計画を作成する。

ウ 公園に係る緑化

緑豊かな公園とするため、公園の種別に応じて次のとおりの緑化面積を目標とする。

種 別	緑 化 面 積
街 区 公 園	敷地面積の 40%以上
近 隣 公 園	敷地面積の 60%以上
地 区 公 園	敷地面積の 60%以上
総 合 公 園	敷地面積の 60%以上
運 動 公 園	敷地面積の 60%以上
風 致 公 園	敷地面積の 60%以上
歴 史 公 園	敷地面積の 60%以上
墓 園	敷地面積の 60%以上
広 域 公 園	敷地面積の 60%以上
都 市 緑 地	敷地面積の 80%以上

ただし、地域特性により多目的広場やグラウンド等の整備を必要とする場合は、緑化率を低減することができる。

エ その他の公共施設に係る緑化

公共施設の敷地内に次のＡ及びＢの計算により求めた面積のうち、いずれか少ない方の面積を、最小の緑化面積とし、それ以上の緑化面積の確保を目標として計画的に植栽する。

Ａ 敷地面積の２０％の緑化面積 【緑化目標値＝敷地面積×０.２】

Ｂ 空地面積に対し、以下に掲げる緑化率を乗じた面積から控除面積を除いた緑化面積

【緑化目標値＝（敷地面積×（１－建蔽率）×緑化率－控除面積】

空地面積	緑化率	控除面積
400 m ² 未満	20 %	0 m ²
400 m ² 以上 800 m ² 未満	30 %	40 m ²
800 m ² 以上 1,200 m ² 未満	40 %	120 m ²
1,200 m ² 以上 2,000 m ² 未満	50 %	240 m ²
2,000 m ² 以上 2,800 m ² 未満	60 %	440 m ²
2,800 m ² 以上	70 %	720 m ²

敷地の緑化にあわせて、壁面や屋上緑化についても検討を行う。壁面や屋上緑化を推進することで次の効果が期待できる。

- ・コンクリート表面を植物で覆うことで、斜光効果が得られ、同時に水分の蒸発により、建築物への蓄熱を防ぎ、ヒートアイランド現象の緩和、冷房負荷の軽減、省エネルギー効果が得られる。

「緑化面積」＝樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積（樹木が独立して植栽されている等緑化面積を測定しがたい場合には、おおむね枝葉の水平投影面積）

緑の保全

2 環境保護地区の保全に努める。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された環境保護地区の保全に努める。

3 保存樹木及び保存樹林の保全に努める。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された保存樹木及び保存樹林の保全に努める。

重点配慮事項 6 建設廃棄物の減量及びリサイクルの推進

公共事業の実施にあたっては、まず、建設廃棄物の発生抑制を行い(リデュース)、再利用できるものは、工事内及び工事間において再利用し(リユース)、さらに、再資源化を行い有効利用(マテリアル・リサイクル)するものとする。

処分する場合には、廃棄物処理法等に基づき、適正処理するものとする。

建設廃棄物の減量及びリサイクル

1 建設廃棄物の発生抑制に努め、再資源化するとともに適正に処理する。

・「建設副産物の再生利用指針」等に基づき、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出し、再資源化する。

- 1) コンクリート塊等建設副産物の発生抑制を行う。
- 2) 建設副産物を工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出し、再資源化を図る。

2 建設発生土の発生抑制に努め、工事間利用及び適正処理を促進する。

・「建設発生土の利用と処理指針」等に基づき、建設発生土については、発生抑制、工事間利用、適正処理する。

- 1) 現場内利用を促進し、建設発生土の発生抑制を図るものとする。
- 2) 建設発生土情報交換システムを利用し、工事間利用を促進する。
- 3) 捨土する場合は、関係法令を遵守する。

3 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等を利用する。

- ・「建設副産物の再生利用指針」等に基づき、舗装工事等において路盤材料等は、再生骨材や再生加熱アスファルトを利用しなければならない。
- ・再生加熱アスファルト合材における再生材料の混入率は30%以上、また、再生骨材における再生材料の混入率は20%以上を原則とする。

第3章

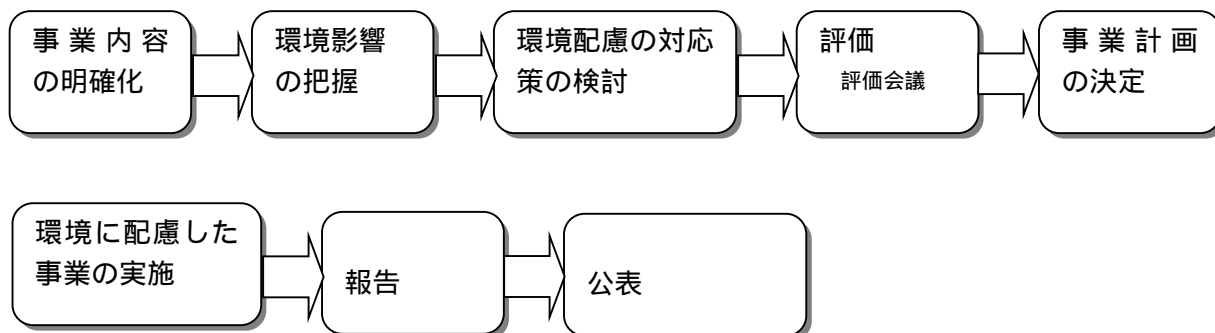
環境配慮の方法

- 3 - 1 環境配慮の進め方
- 3 - 2 実務フロー
- 3 - 3 事業・環境特性把握シート及び
事業別環境配慮チェックシート
- 3 - 4 環境配慮評価会議の考え方について
- 3 - 5 環境配慮実施状況の公表について

3 - 1 環境配慮の進め方

(1) 環境配慮のシステムフロー

■ 主な流れ



評価会議においては、一定規模以上の事業について評価するものとする。

1) 事業内容の明確化

事業計画の種類や規模、工事施工計画の概要、供用時の運用計画を明確にします。

2) 環境影響の把握

構想・計画段階において、事業特性の把握や事業実施予定区域等の環境特性を把握し、事業・環境把握シートに内容を記入します。なお、設計段階や工事施工段階においても、必要があれば、事業・環境把握シートを追加・追記することとします。

3) 環境配慮の対応策の検討

2) で把握した事業・環境特性を踏まえ、環境配慮事項を抽出するとともに、環境配慮を行うための具体的対策を検討し、事業別環境配慮チェックシートに内容を記入します。

なお、計画段階における環境配慮の検討にあたっては、環境影響の回避を最優先とします（第1章「環境配慮の優先順位の考え方」参照）。

4) 評価

3) で検討された環境配慮を行うための具体的対策について、公共事業環境配慮評価会議において、2) 及び3) の妥当性を確認するとともに、予算の妥当性についても評価します。

5) 事業計画の決定

4) の評価で出された意見を踏まえ、事業計画を決定します。

6) 環境に配慮した事業の実施

4) の評価を踏まえて、事業計画を決定し、3) で作成した事業別環境配慮チェックシートにしたがい、環境に配慮した事業を実施します。

なお、計画変更により環境特性等に変更が生じた場合は、新たに環境配慮事項について、環境配慮を実施します。

7) 報告

計画及び設計段階、工事段階ごとに環境配慮を行った結果を事業別環境配慮チェックシートに内容を記入し、事務局（環境政策課）に提出します。実施された事業において、重点配慮事項の実施状況等を公共事業環境配慮評価会議において報告します。

8) 公表

環境に配慮された事業や環境配慮の状況等を取りまとめ、その結果を公表します。

(2) 環境配慮の検討

環境特性の把握及び環境配慮の対応策の検討は、事業を所管する課が行うものとします。

事業所管課は、営繕課、設備課及び交通局等に事業を依頼する場合、環境局並びに営繕課、設備課及び交通局等と協議しながら、事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートを作成します。

また、本市以外の国、県、民間事業者等からの委託を受け、工事を実施する場合は、協議段階で本指針の趣旨を説明し、理解を得るとともに、工事段階における事業別環境配慮チェックシートを作成するよう努めるものとします。

3 - 2 実務フロー

環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業や中規模事業においては、事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートを作成し、環境配慮事項について、計画策定及び設計施工に反映させます。

さらに、一定規模以上の事業については、公共事業環境配慮評価会議で計画決定前にその内容を評価するとともに、事業実施後においても、点検することになっています。

■ 事業種類ごとの規模分類基準

第 1 種事業	道路・街路整備事業	道路の新設又は改築 イ 新設 2車線以上、かつ、1km 以上 ロ 改築 2車線以上で、かつ、その区間の長さが 1km 以上のバイパスの設置。又は、新たに車道幅員 4m 以上を付加する拡幅で、かつ、1 km 以上
	河川整備事業	整備延長 250m 以上
	用排水路整備事業	整備延長 500m 以上
	漁港・海岸整備事業	整備延長 250m 以上
	軌道整備事業	整備延長 1km 以上
	下水道整備事業	処理場の新設 (計画処理人口 2 万人以上)
	水道整備事業	拡張給水面積 1km ² 以上
	建築物整備事業	新築改築の延べ床面積 2,500 m ² 以上
	造成事業	造成面積が 0.5ha 以上
第 2 種事業	工事請負費で執行される 6,000 万円以上の事業・工事であり、上記に掲げる事業未満のもの	
第 3 種事業	工事請負費で執行される 6,000 万円未満の事業・工事のもの	
	工事請負費で執行される維持補修及び保守点検などの事業	

■ 事業種類別の主要対応区分

区 分	対 応
第 1 種事業	環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 環境局及び関係部署と協議 公共事業環境配慮評価会議で審査 ・環境配慮の妥当性等について評価 ・事業費の妥当性について評価 事業実施報告書の提出
第 2 種事業	環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 必要に応じて、環境局及び関係部署と協議 事業実施報告書の提出
第 3 種事業	環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成を省略 但し、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は、チェックシート等を作成しなければならない。

■ 環境配慮指針の適用時期

- ・平成 21 年 10 月以降に構想計画される事業から対象とします。
- ・平成 21 年 9 月以前に事業計画が決定され、事業実施が決定しているものについては、個別工事の設計施工段階について、環境配慮を実施するものとします。

- ・本指針の施行前に、既に事業計画等の基本方針が定まり、その実施が決定されているもの等については、新計画の策定や見直しの際に、本指針を適用するものとする。
- ・ただし、個別工事の設計施工については、指針に基づくチェックシート等により、環境配慮を実施するものとする。

例：都市計画決定された道路整備事業

下水道基本計画に基づき実施される下水道整備事業

■ 予算確保の考え方

- ・環境配慮のための具体的対策を実施するにあたっては、可能な限り、国、県の補助事業を活用するものとする。
- ・大規模な施設改修にあたっては、E S C O 事業など、効果的な導入方法を検討する。

■ **予算確保の流れ**

平成 22 年度から実施される公共事業について、予算確保の流れについては、別紙フロー(24～25 ページ参照)のとおりです。

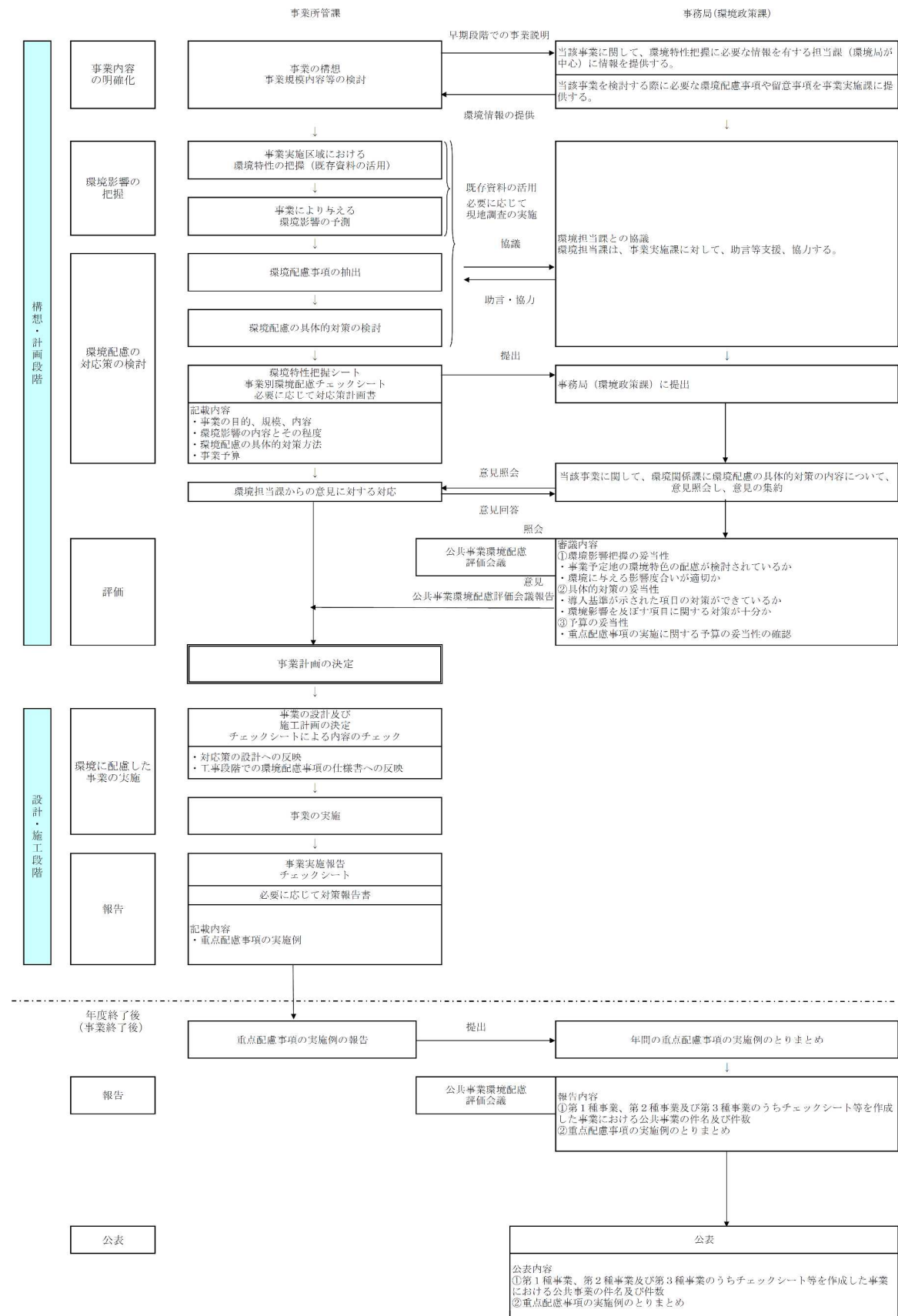
第 1 種事業に係る事業

第 2 種事業及び第 3 種事業に係る事業

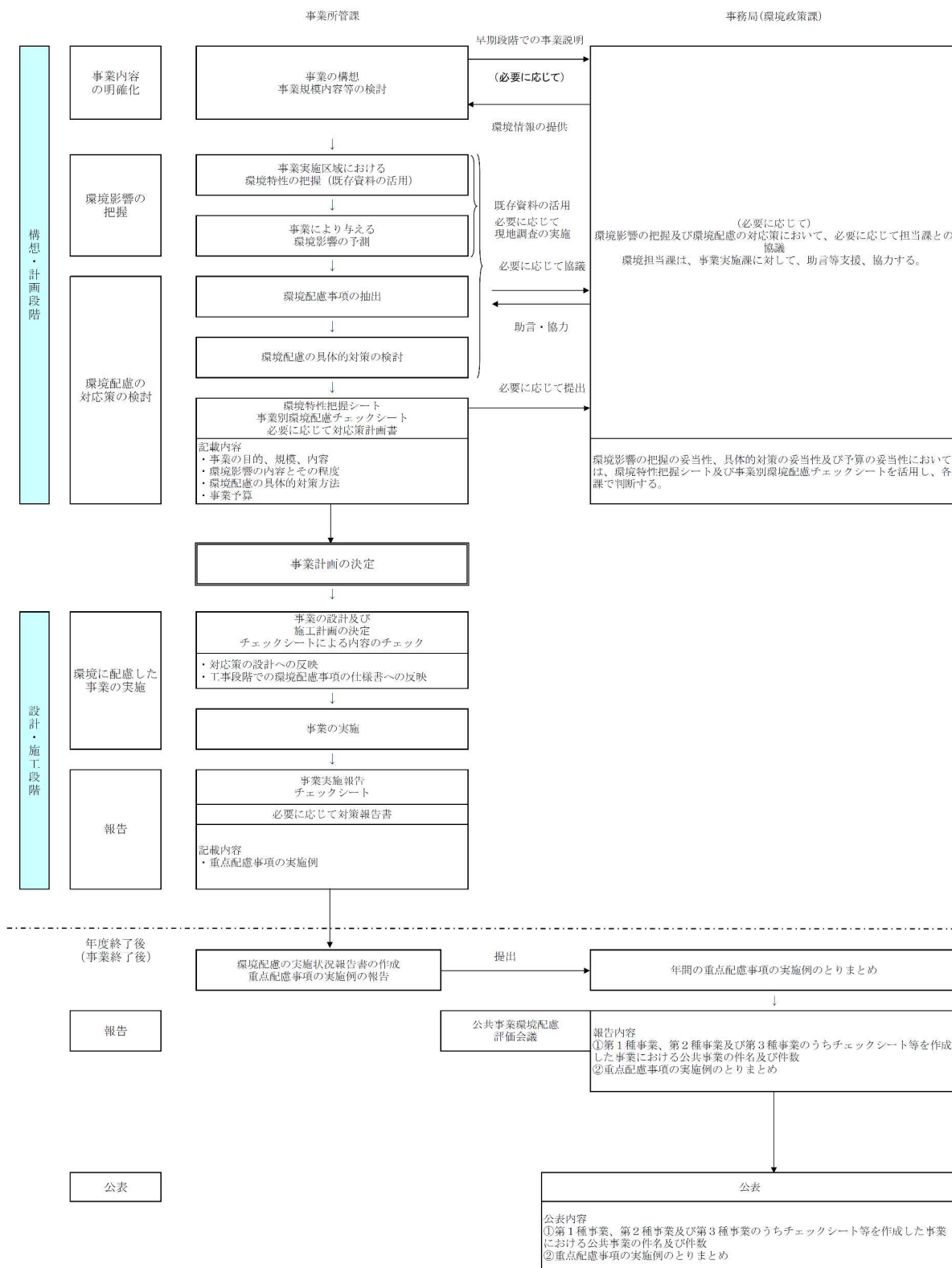
■ **事前に届出が必要な諸法令の遵守**

事業所管課は、諸法令を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、事前に届出が必要な諸法令を確認し、未届事案が発生しないよう努めなければなりません。なお、事前に届出が必要な環境配慮関連法令は別紙一覧(86～87 ページ参照)のとおりです。

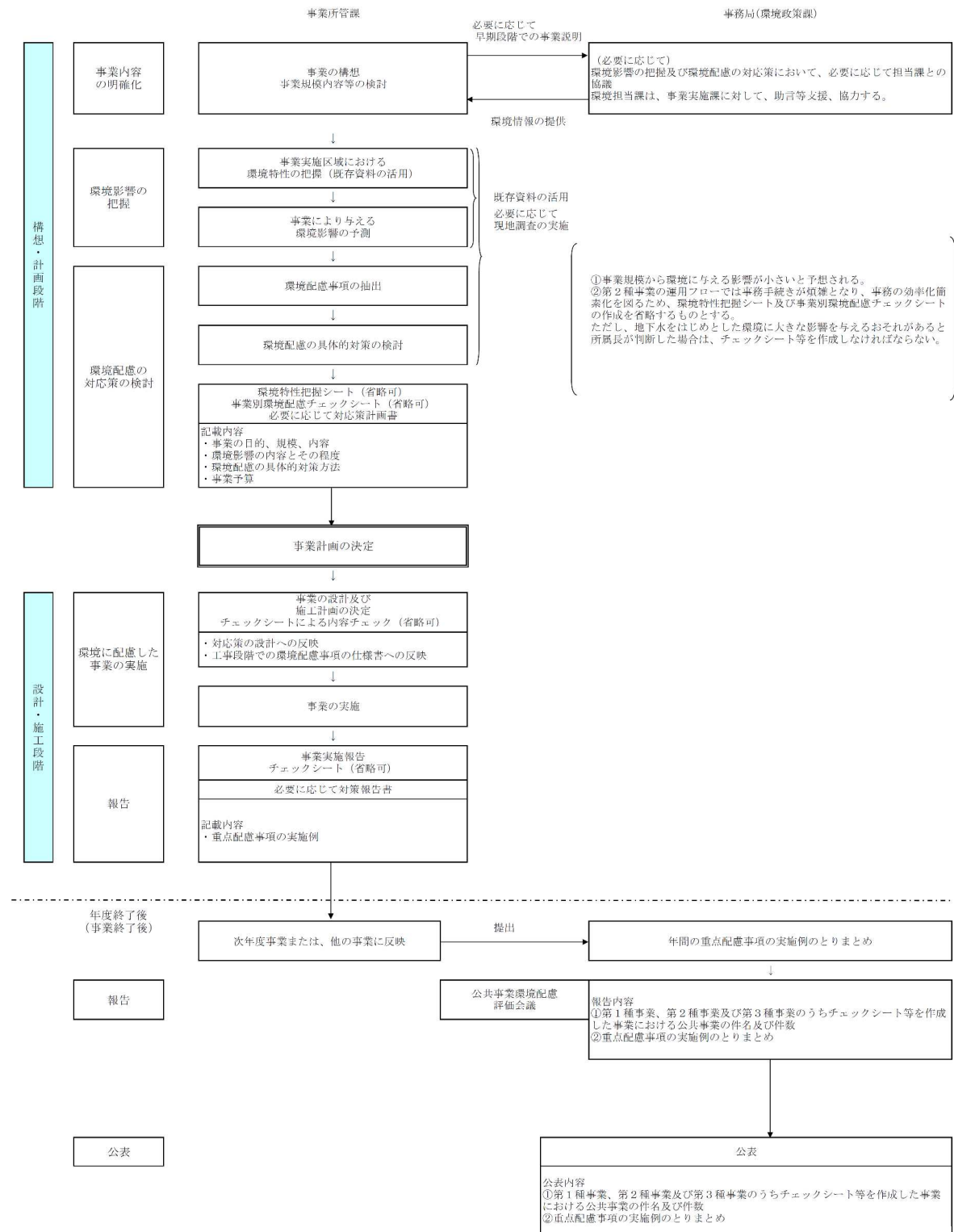
①環境配慮指針の運用フロー（第1種事業）

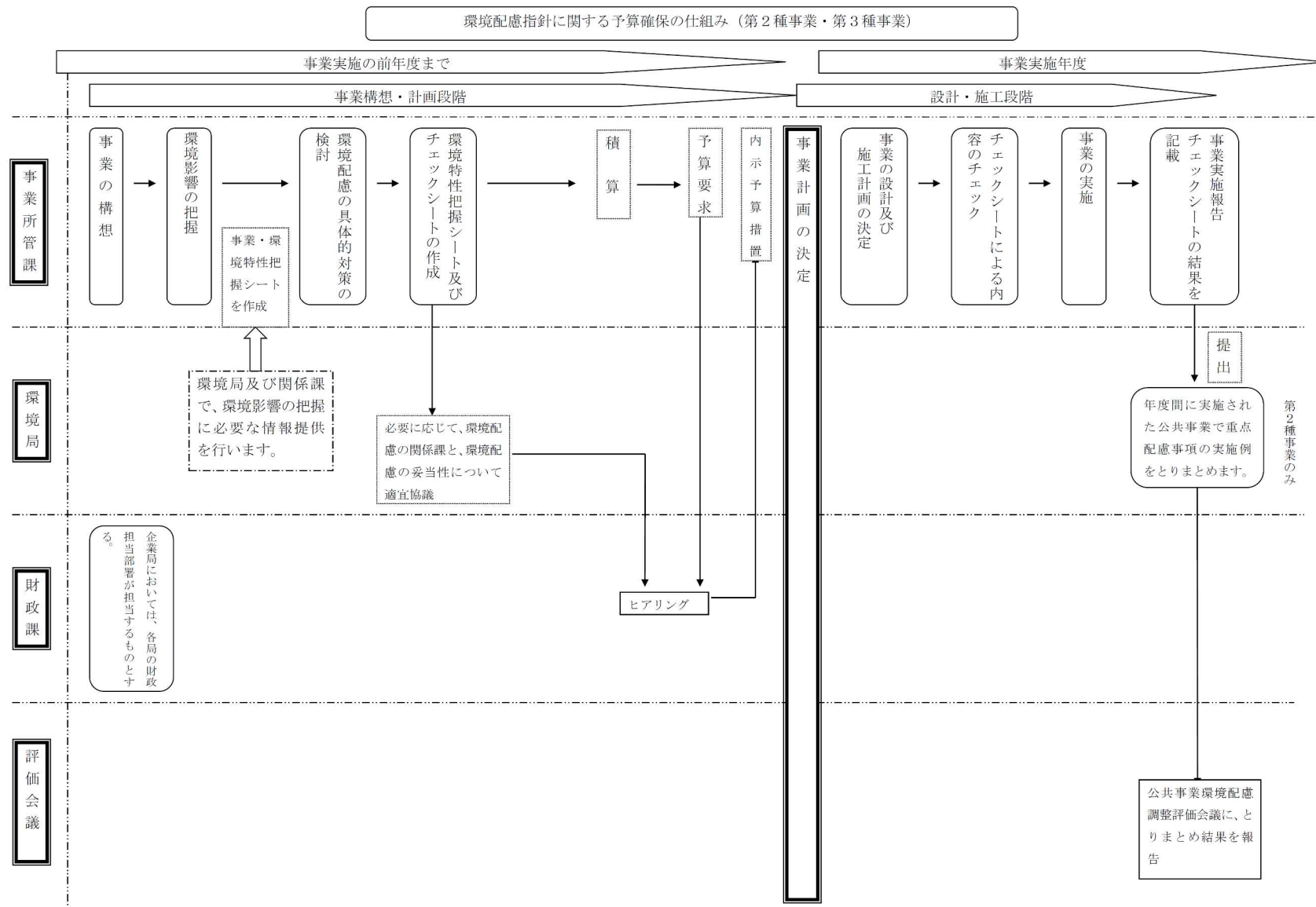


②環境配慮指針の運用フロー（第2種事業）



③環境配慮指針の運用フロー（第3種事業）





3 - 3 事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート

事業・環境特性把握シート(1/2) (記載例)	
記入者	(所属) ○○○○
	(氏名) ○○○○
	(連絡先) ○○○-○○○○
配慮の段階	☒ 計画・設計 ☐ 工事
1.事業の概要	
事業の区分	第○種事業（道路・街路整備事業）
事業名	市道○○線新設工事
実施場所	○区○○1丁目～○○4丁目
事業主体	○○○○局○○部○○○○課
実施期間	○○年○○月～○○年○○月
全体事業費	○○千円
事業規模等	施工延長 ○○km 施工区間等、事業規模等を記入
事業の概要	事業の目的
	工法の概要
	施設の構造

事業・環境特性把握シート(2/2) (記載例)

2.事業実施区域とその周辺の環境特性

(1/1)

	温暖化対策、資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮					自然環境の保全のための配慮			歴史的環境・生活環境の保全のための配慮		
	温室効果ガスの発生抑制	再生可能エネルギーの導入	省資源・省エネの推進	雨水等の有効利用	廃棄物の発生抑制・リサイクル	地下水の保全	緑の保全と創出	生物の生息生育環境の保全	歴史遺産の保全	景観形成	生活環境の保全
工事の実施	○		○		○	○		○	○		○
施設の共用	○	○	○	○		○	○	○		○	○

計画地の現況	交通の現況 計画地の周辺には、国道○○号と県道○○号が通じている。
	土地利用の現況 ○○地区には、住宅が密集しているが、その周辺は水田が占める。
	水域利用の現況 周辺は、坪井川流域の上流部に位置する。
	生活関連施設の現況 計画地から500mの位置に、○○中学校が存在する。 また、250mの位置に特別養護老人ホーム○○園が存在する。
地下水・河川の状況に関する情報 (担当課：水保全課)	・坪井川上流に位置し、水質環境基準のA類型に該当する。 ・地下水かん養促進地域に該当する。 ・既存資料では、周辺の地下水位は、地下15mである。
緑の状況に関する情報 (担当課：みどり政策課、みどり公園課)	・計画地周辺に環境保護地区に指定された地区はない。 ・計画地から500mの位置に、保存樹木である○○の木がある。
生物の生息に関する情報 (担当課：環境政策課)	・熊本県レッドデータブックによると、計画地周辺に貴重な動植物は、見当たらない。
文化財の分布に関する情報 (担当課：文化財課)	・計画地周辺に、文化財に指定された史跡等はない。 ・計画地の一部が、埋蔵文化財包蔵地に該当する。
都市景観に関する情報 (担当課：都市デザイン課)	・計画地周辺に、熊本市景観条例に基づく景観形成地区や景観形成建造物はない。
生活環境保全に関する情報 (担当課：環境政策課)	・計画地は、騒音に関して、環境基準AA類型、規制基準第1種区域に該当する。 ・計画地は、振動に関して、規制基準第1種区域に該当する。
その他特記事項	

(備考)記入にあたり参考とした資料は添付する。

事業別環境配慮チェックシート（記載例）

道路・街路整備事業

事業が該当する段階の印を確認する。

環境配慮を行う段階にチェックをつける。

事業名		〇〇道路整備事業		チェックの段階		計画・設計	☐
事業箇所		〇区〇〇1丁目～〇〇3丁目				工事	☒
工期		〇年〇月～〇年〇月					

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）		配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術記載頁	
				計画	設計				工事
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	☐	省エネルギー型の照明・街路灯など省エネルギーの推進 その他：()			☐		33 p	
	(2)その他の温室効果ガスの排出抑制を図る。	☒	バイパスの整備、立体交差化等の検討 電気自動車等の調達			☒	工事請負業者に対してアイドリングストップ等の指導を実施する。	35 p	
			☐ アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			☐ 経済運行速度の遵守 その他：()						
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	☐	植樹帯や植樹樹などの整備 その他：()			☐		36 p	
	(4)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☒	☐ 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用			☒	再生骨材、再生加熱アスファルトを100%使用した。 原則的には、金属型枠を使用したが一歩は、既製品では対応できなかった。	39 p	
☐ 金属型枠の使用 梱包材の有効利用									
自然環境の保全のための配慮	(6)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	検査：第4章に示す環境配慮技術を参考としながら、具体的な環境配慮についても検討する。			☐	記入：環境配慮を行った内容又は配慮できなかった理由を簡潔に記入するとともに、次の段階で想定される検討すべき事項があれば、それについても記入する。	40 p	
			伐採木等の再資源化 その他：()						
			建設後に、実際の事業で実施した環境配慮事項について、【配慮結果欄□】にチェックをつける。			☐			41 p
自然環境の保全のための配慮	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	☐	透水性舗装や透水性路肩の採用 緑地帯の確保 その他：()			☐		43 p	
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	☒	☐ 地下工事時における地下水質及び水量への配慮			☒	地下水質に影響がないよう、セメントミルク工法を採用しなかった。 搬入土砂は、土壌環境基準を満たすものを納入させた。	45 p	
			☐ 周辺の湧水及び熊本水遺産の保全 ☐ 搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用 その他：()						
自然環境の保全のための配慮	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出 環境保護地区及び保存樹木等の保全 樹木による四季感の創出 のり面の緑化や緑地などの整備 その他：()			☐		49 p	

3 - 4 公共事業環境配慮評価会議の考え方について

○ 会議における審議事項

1 環境特性に対応した環境配慮事項の妥当性についての審議

- ・ 事業予定地の環境特色の配慮が検討されているか
- ・ 環境に与える影響度合いの想定が適切か

2 環境配慮事項に対する具体的対策の妥当性についての審議

- ・ 導入基準が示された項目の対策が計画されているか
- ・ 環境影響を及ぼす項目に関する対策が十分にできているか

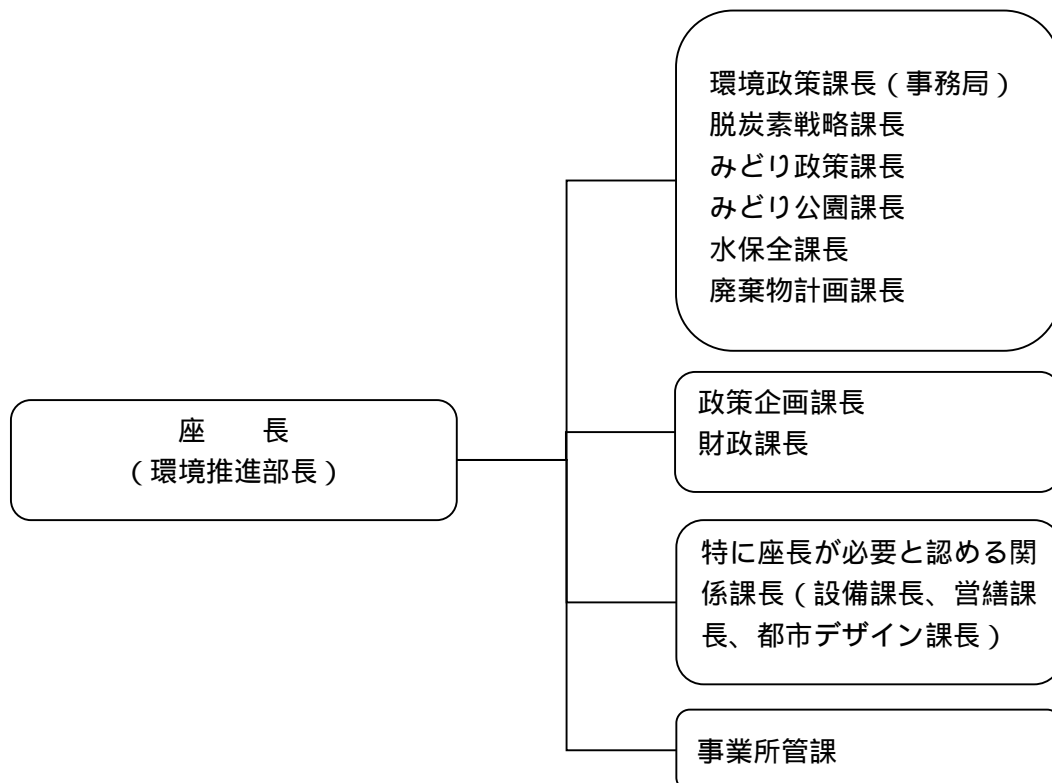
3 事業費の妥当性についての審議

- ・ 重点配慮事項の実施に関する事業費の妥当性の確認

4 年間の環境配慮の実施状況の評価 等

- ・ 当該年度の事業において、重点配慮事項に関する環境配慮の実施状況の確認

○ 会議の構成メンバー



- 開催頻度 毎年1～2回程度を予定
ただし、会議の案件数が増加した場合は、臨時に開催する。

3 - 5 環境配慮実施状況の公表について

- 1 事業所管課から事務局（環境政策課）に環境配慮実施状況の提出
 - （１）事業所管課において、チェックシートを作成した事業・工事を取りまとめる。
 - （２）重点配慮事項に関して配慮した実施状況等を、事務局（環境政策課）に報告する。
- 2 事務局（環境政策課）は、各課から提出された事業・工事の件数及び名称、重点配慮事項の実施状況等を取りまとめ、公表する。
 - （１）事務局（環境政策課）は、各課からの報告を取りまとめる。
 - （２）全庁的な環境配慮の取り組み状況である、事業種類ごとの事業・工事件数及び重点配慮事項の実施例等を作成する。
 - （３）上記を公共事業環境配慮評価会議に報告する。
 - （４）事業種類ごとの事業・工事件数及び重点配慮事項の実施例等を HP で公表する。
- 3 公表様式（案）について
 - ・ チェックシートを作成した件数及び事業・工事名
 - ・ 重点配慮事項の実施例

環境に配慮された事業・工事件数

事業種類	件数	事業・工事名
道路・街路整備事業		
河川整備事業		
用排水路整備事業		
漁港・海岸整備事業		
軌道整備事業		
下水道整備事業		
水道整備事業		
建築物整備事業		
造成整備事業		

重点配慮事項の実施例

重点配慮事項	実 施 例
再生可能エネルギーの導入推進	新築した公共施設に太陽光発電設備を設置した。 下水道施設に消化ガス発電施設を導入した。
省エネルギーの推進	新築した公共施設に ZEB を導入した。 区役所において、空調施設の大規模改修を行い、省エネ型の空調施設に更新するとともに、照明の LED 化を実施した。
その他の温室効果ガスの発生抑制	新築した公共施設で使用する公用車には、電気自動車等を選定した。 工事の際は、請負業者に対して、建設機械や車両のアイドリングストップの徹底を指導した。
地下水のかん養及び保全	雨水浸透マスを設置した。 雨水貯留施設を設置し、散水等に利用できるようにした。
緑の創出及び保全	屋上緑化施設を導入した。 工事で発生したのり面を緑化した。
建設廃棄物の減量・リサイクルの推進	他の工事現場から搬出される土砂を再利用した。 工事現場から発生した建設廃棄物は、再資源化施設に搬入し、再資源化を図った。

第4章

環境配慮技術

- A 温暖化対策・資源の有効利用など
環境負荷の低減のための配慮
- B 自然環境の保全のための配慮
- C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

1. 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路

□河川

□用排水路

■海岸

■軌道

■下水道

■水道

■建築物

■造成

【基本事項】

公共施設の新築及び改築においては、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入するものとする。また、施設の改修等については、一定の省エネルギー効果が得られるような省エネルギー型機器の導入に努める。なお、公共施設等においては、省エネルギー型建築物となるよう自然採光を取り入れるなどの工夫を行う。

環境配慮技術

計設	工
画計	事

太陽光発電など再生可能エネルギーの導入推進

- 公共施設の新築、改築時においては、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、屋上等のスペースに最大限の太陽光発電設備を導入する。
- その他施設の規模、用途に応じ、次のような再生可能エネルギーの活用を推進する。



PPA 方式を活用した太陽光発電設備（託麻西小学校）

- ・ 環境工場における配慮・・・・・・・・・・ごみ焼却の廃熱を利用した発電設備の導入
- ・ 下水処理場における配慮・・・・・・・・・・消化ガスの有効利用

計 画	設 計	工 事

省エネルギー型照明をはじめとした省エネルギーの推進

- 公共施設の新築及び改築においては、低コスト化のための技術開発等の動向を踏まえつつ、Z E B等の導入を検討する。
- 公共施設の新設、改築及び照明の改修時においては、原則として、LED照明機器を導入しなければならない。
- 省エネ法に基づくトップランナー基準に適合した製品や熊本市グリーン購入指針に基づく製品を購入しなければならない。
- 建築物の建設にあたっては、自然採光や自然通風を利用し、省エネに配慮した構造を検討する。
- 屋外照明においては、太陽光発電パネルや風力発電を併設したハイブリッド型照明の設置を検討する。
- 工事の実施においても、現場事務所等の省エネについて、請負業者に配慮を求めるものとする。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

2. 建築物の断熱化を推進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

□河川

□用排水路

□海岸

□軌道

□下水道

□水道

■建築物

□造成

【基本事項】

建築物における省資源・省エネルギー対策には、建築物からの熱の出入りをできる限り減らすことも重要であるため、建築物の用途により、建築物の断熱化を推進する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

断熱材の使用

- 断熱は建築物の内外の熱の出入りを減らし、電力やボイラー等に使用する燃料などの冷暖房に必要なエネルギーの使用を抑える効果があるため、建築物の用途によっては、断熱材を使用する。

計	設	工
画	計	事

二重サッシ、複層ガラス、断熱ドアの採用

- 開口部の断熱を高めるため、建築物の用途によって、二重サッシ、複層ガラス、断熱ドアを採用する。

計	設	工
画	計	事

熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスの採用

- 室内の温度上昇を抑えるため、建築物の用途によって、熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用する。
- 熱線吸収ガラスは、熱量の大きい赤外線に近い波長の光をよく吸収し、反対に熱線反射ガラスは、熱量の大きい赤外線に近い波長の光をよく反射する。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

3. 温室効果ガスの排出抑制を図る。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

温室効果ガスの一種である CO₂（二酸化炭素）の排出抑制を図るため、電気自動車等の調達、バイパスの整備、立体交差化等の検討やアイドリングストップ、空ふかし等の抑制に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

バイパスの整備、立体交差化等の検討[道路のみ対象]

- バイパスの整備や立体交差化等により交通流の円滑化に努める。

交差点の立体化により交通の流れが円滑化され、車速が向上することにより、粒子状物質や窒素酸化物等の排気ガスや温室効果ガスの一種である CO₂ の排出量が削減される。

計	設	工
画	計	事

電気自動車等の調達

- 公共施設で使用する公用車において、ガソリン車を電気自動車等へ切り替え、かつ脱炭素電力を電気自動車等に供給することで、ガソリンの使用に伴う温室効果ガスの排出が抑制される。

計	設	工
画	計	事

アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制

- 工事車両や建設機械から排出される CO₂ の発生を抑えるため、急発進・空ふかしの抑制、アイドリングストップなどのエコドライブの実践に努める。これらの行動の実践により、大気汚染、騒音の防止や省資源にもつながる。

経済運行速度の遵守

- 工事車両等を運転する際には、経済的な速度である経済運行速度を遵守する。

【車両の燃費節約】

環境配慮行動	一年間の節約量	CO ₂ 換算
	(ℓ)	(kg・CO ₂ /ℓ)
余分な荷物を降ろす	2.5	6
タイヤの空気圧を適正にする	23	54
暖機運転をやめる	21	50
急発進・急減速をやめる	51	120
滑らかな運転をする	2.2	5
経済速度で走る	11	26
エンジンブレーキを効果的に使う	5	12
10分間のアイドリングを止める	58	137

(財) 省エネルギーセンターHP より

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

4. CO₂の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

温室効果ガスの一種であるCO₂を吸収するため、敷地内や余裕地の緑化に努める。この緑化により、都市部において起こるヒートアイランド現象（コンクリートやアスファルトの表面が、蓄熱、放射することにより周辺温度が上昇してしまう現象）の緩和にも効果がある。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

敷地、壁面、屋上の敷地緑化

- 敷地、壁面、屋上の緑化に努める。
- ・敷地（駐車場や園路等）は、アスファルトやコンクリートだけで覆わず、敷石の隙間に芝等の植物を生育させる。また、歩道は透水性舗装等を実施するなど環境に配慮した施工を行う。
- ・建築物等においては、コンクリート壁面や屋上（屋根）等が蓄熱体となり、熱を放出してしまうため、コンクリート表面を植物で覆うことで、遮光効果が得られ、同時に水分の蒸発により、建物への蓄熱を防ぎ、冷房負荷の軽減、省エネルギー効果が得られる。ただし、実施する際には、灌水設備や防風対策、管理方法、コスト比較等について、十分に検討する必要がある。

壁面緑化（ウェルパルクまもと）



屋上緑化（ウェルパルクまもと）



A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

5. フロンの使用抑制を推進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

☐道路 ☐河川 ☐用排水路 ☐海岸 ☐軌道
☐下水道 ☐水道 ☒建築物 ☐造成

【基本事項】

半導体洗浄や冷蔵庫・エアコンの冷媒、発泡、スプレーなど幅広い用途に使われてきた「フロン」は、フッ化炭素化合物の総称であり、CFC、HCFC など塩素を含むものがオゾン層破壊物質である。オゾン層を破壊しない HFC を含めて、すべてのフロンが CO₂ の数百から数万倍の強力な温室効果ガスであるため、地球温暖化の防止のためのフロンの使用の抑制に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

代替フロン、ノンフロンの採用

- エアコン、冷蔵機器及び冷凍機器並びに自動車に搭載されているエアコン等に冷媒としてフロンを使用している場合がある。代替フロン（HCFC）についても、2020 年に生産が全廃されることになっていることから、ノンフロンへの転換を検討する。
- 建築現場において、断熱材の発泡剤として、フロンが使用されてきたが、大気に放出されることから、断熱材の発泡剤にフロンは使用しない。

その他

- エアコン、カーエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器に冷媒としてフロンが使用されている場合は、処分する際には、適正な処理に努める。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

6. 雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入を検討する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

■下水道

□河川

■水道

□用排水路

■建築物

□海岸

■造成

□軌道

【基本事項】

公共施設の新設及び改築に際しては、節水や資源の有効利用を目的として、雨水利用や中水利用設備の導入を検討するとともに、節水型給水設備を設置する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

雨水の散水利用や処理水の中水利用設備の導入

- 雨水の散水利用や中水利用設備の導入など、水資源の有効利用を図る。
- 中水利用設備は雑排水や雨水をトイレ洗浄水などに再利用するものであり、上水道の節水、下水道の負担軽減による河川への水質保全、非常時の防火用水として利用可能などの利点がある。

雨水や処理水の再利用
(環境総合センター)



排水の高度処理
(環境総合センター)



計	設	工
画	計	事

節水型給水設備の設置[建築物のみ対象]

- 公共施設の新築、改築時に節水に配慮した給水設備を設置しなければならない。(熊本市地下水保全条例第17条)
- 洗面台、トイレ等水を使用する機器については、最新型の節水型機器を設置しなければならない。
- 年間3万m³を超えて地下水を採取する者(大規模採取者)は、採取した地下水を繰り返し利用できるよう、水の循環、再利用に努める。(熊本市地下水保全条例第18条)

その他

- 排水再利用処理装置には、トイレの排水を高度処理した後、中水として、循環利用できるものがある。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

7. 省資源に配慮した建設資材を活用する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

事業の実施にあたっては、現場内における建設副産物の再利用や、再生資源の積極的な利用に努める。また、建設資材においては、熱帯産木材の使用削減を図るため、金属型枠の使用、間伐材の有効利用を図る。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用

- 「建設副産物の再生利用指針」等に基づき、舗装工事等において路盤材料は、再生加熱アスファルトや再生骨材を利用しなければならない。
再生加熱アスファルト再生加熱アスファルト合材における再生材料の混入率は30%以上、また、再生骨材における再生材料の混入率は20%以上を原則とする。

計	設	工
画	計	事

金属型枠の使用

- 金属型枠の反復使用に努め、熱帯産木材の使用を削減する。

計	設	工
画	計	事

間伐材の有効利用

- 間伐材の有効利用などにより森林資源の保護に努める。また、廃木材及び廃プラスチック等から再生した建設廃木材利用型枠(コンクリート打設用型枠)等、再生利用な製品を積極的に利用する。
- 間伐材を使用した製品の採用に努める。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

8. 建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

事業の実施に伴い発生する建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材等）については、建設副産物の再生利用指針等に基づいて、その発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等）の再資源化、適正処理の実施

- 「建設副産物の再生利用指針」等に基づき、まずは、建設副産物の発生抑制を行う。
- コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等建設副産物を工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出し、再資源化を図るものとする。

計	設	工
画	計	事

伐採木等の再資源化

- 建設発生木材等は、木材チップ化して堆肥の材料とするなど、再資源化に努める。

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

9. 建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

事業の実施に伴い発生する建設発生土については、建設発生土の利用と処理指針に基づいて、その発生の抑制、有効利用、適正処理に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理

- 建設工事に伴い発生する土砂の抑制を図る。
- 切土、盛土のバランスをとる等、可能な限り建設発生土の現場内利用を促進する。
- 現場内流用後、更に建設発生土の搬出が生じる場合は、建設発生土情報交換システムを活用し、可能な限り工事間利用を促進する。
- 捨土する場合は、周辺環境に悪影響を及ぼさないようにするとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- 建設発生土を運搬する場合は、粉じんの飛散防止に努める。

B 自然環境の保全のための配慮

10. 場所（路線）の選定は、地域環境の保全、土地利用等との整合を図る。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

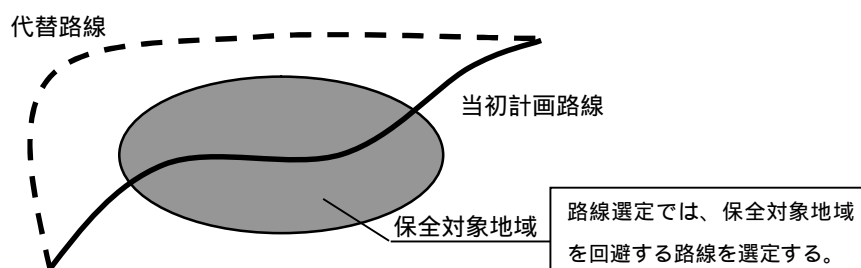
事業の実施に伴う土地の改変等により、生活環境や自然環境への影響等が考えられるため、地域環境の保全や周辺土地利用等との整合を図りながら、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の低減に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

複数場所（路線）の検討

- 事業の実施にあたり場所や路線は複数案を検討し、地域環境の保全、周辺土地利用等への影響の回避・低減に努める。



計	設	工
画	計	事

住宅密集地を回避[道路のみ対象]

- 計画地周辺に住宅密集地が存在する場合、周辺環境への影響（大気汚染、騒音・振動、悪臭）が考えられるため、住宅密集地を回避するよう努める。
- 市街地における事業の実施については、周辺環境を十分に把握し、環境改善、保全対策を講じる。

計	設	工
画	計	事

水道水源周辺での立地を回避

- 工業団地造成や下水処理場等の立地を検討する場合は、地下水の保全に配慮する。特に、水道水源の上流での立地は回避するよう努める。

B 自然環境の保全のための配慮

11. 地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 □軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

施設整備にあたっては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透施設により地下水のかん養を行う。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

雨水浸透施設の設置

- 公共建築物の新築改築時には、雨水を地下に浸透させるための施設を設置しなければならない。（熊本市地下水保全条例第 13 条）
- 標準的な雨水浸透ますの設置個数は、屋根面積に応じ次の表のとおりとする。

屋根面積	雨水浸透ますの設置個数	
	直径 30 cmのます	直径 35 cmのます
50 m ² まで	2 個以上	1 個以上
100 m ² まで	3 個以上	2 個以上
150 m ² まで	4 個以上	3 個以上
200 m ² まで	5 個以上	4 個以上
300 m ² まで	7 個以上	5 個以上
400 m ² まで	9 個以上	7 個以上
500 m ² まで	11 個以上	9 個以上

- 1 屋根面積が 500 m²以上の場合は、別途水保全課と協議すること。
- 2 この表に定める雨水浸透ますと同等の能力を有する他の雨水浸透施設を設置する場合は、別途水保全課と協議すること。

【雨水浸透ますを設置する際の注意事項】

- ・ 屋根面以外の水を流入させる場合は、別途水保全課と協議すること。（地下水質を悪化させるものは流入させないこと）
- ・ 原則として、オーバーフロー管を設置すること。
- ・ 目詰まり防止のため、取り外し可能なごみ除けフィルターを取り付けること。（ます本体は、透水性や底張りがないものを使用し、ますの周囲は単粒度砕石を充填し、砕石の周りに不等沈下防止のため透水性のあるシートを張ること。
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）や地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）の定めるところにより雨水を浸透させることにより、防災上の支障が生じると予想される箇所（地すべりのおそれのある箇所、高低差があり崩壊の危険がある箇所）は除く。

- ・地盤の雨水浸透能力が低く、浸透効果を期待できない箇所（地下水位が高い箇所）は、別途水保全課と協議すること。
- 歩道及び駐車場を整備する際は、透水性の舗装とする。
 - ・歩道及び駐車場を整備する場合は、透水性舗装や緑化ブロックなどを採用し、地下水のかん養及び雨水の流出抑制に努める。ただし、浸透効果を期待できない箇所や道路の構造、その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- 雨水浸透施設には、次の種類がある。
 - ア 雨水浸透ます
有孔又は透水性の浸透ますの周囲及び底部を砕石で充填し、集水した雨水を直接地中に浸透させる施設
 - イ 雨水浸透トレンチ
有孔又は透水性の材料で造られた管の周囲を、砕石で覆い集水した雨水を直接地中に浸透させる施設
 - ウ 雨水浸透側溝
有孔又は透水性のコンクリート材を用いた側溝の周囲を砕石で充填し本体側面より雨水を直接地中に浸透させる施設
 - エ 透水性舗装
透水性のある舗装材を用い、雨水を表面より地下へ浸透させる施設
 - オ 緑化ブロック
コンクリート製等のブロックを、等間隔に配置し隙間を芝等で覆い、雨水を表面より地中に浸透させる施設

計	設	工
画	計	事

緑地帯の確保

- 芝地や植栽地を確保することにより、雨水の地下浸透を妨げないように努める。

留意点

- 汚染物質を含む雨水が雨水浸透施設へ混入するおそれがないような構造とすること。
- 汚染物質が飛散するおそれのある区画の雨水は、地下浸透施設に流入させないこと。ただし、油のみを貯蔵及び使用する区画については、集水ますに越流堰等を設け、初期雨水を地下浸透処理から除外する場合はこの限りではない。

B 自然環境の保全のための配慮

12. 地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

杭打ちや地盤改良などの地下工事を実施する際は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう配慮する。特に、近隣に水道水源井戸や湧水がある場合は、配慮するものとする。また、外部から搬入する土砂等により、土壌汚染がないよう配慮する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

地下工事時における地下水質及び水量への配慮

- 地下工事（杭打ち工事、地盤改良工事）を実施する際は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないように措置を講じなければならない。（熊本市地下水保全条例第23条）
- 薬液注入工法においては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省官技発第160号、昭和49年7月）「薬液注入工法に係る施工管理等について」（建設省技調第188号の2、平成2年9月）に基づき実施する。
- セメント及びセメント系固化材を用いて地盤改良を実施した改良土から、条件によっては六価クロムが土壌環境基準（0.05mg/l）を超える濃度で土壌中に溶出する可能性があるため、建設工事の施工に対し、セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、及び使用した改良土を再利用する場合は土壌環境基準を超過しないようにする。なお、平成12年4月1日より国土交通省所管の建設工事の施工に対し、セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、及び使用した改良土を再利用する場合は六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準以下であることの確認が必要となっている。

計	設	工
画	計	事

周辺の水道水源井戸及び湧水の保全

- 市の水道事業における水道水源となる井戸から概ね500m以内で地下工事を行う場合は、あらかじめ上下水道事業管理者（上下水道局水運用課）と協議しなければならない。（熊本市地下水保全条例第24条）
- 名水百選に代表される湧水についても、特に保全する必要があることから、その周辺において、工事を実施する際は、影響を及ぼさないように措置を講じる必要がある。

計	設	工
画	計	事

搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用

- 土地造成等のため、外部から搬入し使用する土砂等は、土壌環境基準に適合することを確認し、使用する必要がある。

B 自然環境の保全のための配慮

13. 水質浄化機能に配慮する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

■河川

■用排水路

□海岸

□軌道

□下水道

□水道

□建築物

□造成

【基本事項】

河川構造は、植生や多種多様な水生生物による浄化能力等の自浄能力に配慮した構造を検討する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

多自然型川づくりによる水質浄化[河川のみ対象]

- 多自然型川づくりでは必要な治水対策に加え、本来、河川が有している生物の良好な生息環境、良好な自然環境に配慮した保全、再生、創出を実施することによって河川の自浄能力を高めることにも配慮する。

多自然型護岸（鶯川）



計	設	工
画	計	事

水辺植生の保全と活用

- 水辺植生の保全・創出を図り、水辺植生による水質浄化にも配慮する。水辺植生は、沈殿・吸着等のほか、栄養塩類の吸収等の作用もある。

水辺植生の保全（健軍川）



留意点

- 多自然型川づくりを行う際は、河道特性等を十分に把握し、川にあった計画を検討する。
- 施工時に川の自然環境を改変しないよう、施工方法の検討が必要である。
- 水辺植生による水質浄化に際しては、周辺植生との調和を図る。新しい植物を導入する際には、周辺環境を攪乱させないように注意が必要である。

B 自然環境の保全のための配慮

14. 人がふれあえる水辺環境を創造する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

■河川

□用排水路

■海岸

□軌道

□下水道

□水道

□建築物

□造成

【基本事項】

水辺環境を整備する場合には、地下水都市・熊本を強く印象づけるとともに、人びとが自然とふれあえるような親水性が高い水辺環境となるよう努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

水辺の散策路や親水性護岸の整備

- 人びとが自然とふれあい、日常的に水辺を利用できるように、水辺の散策路等を整備する。
- 人びとが水辺に近づくことができるように配慮した護岸の整備に努める。
- 地下水都市・熊本を印象づける親水空間の整備に努める。

親水性護岸の整備（鶯川）



B 自然環境の保全のための配慮

15．生態系を維持するための十分な水量を確保する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

■河川

■用排水路

□海岸

□軌道

□下水道

□水道

□建築物

□造成

【基本事項】

生態系を維持するために、適切な時期に適切な水量が確保されるよう努める。河川や用排水路の水量の季節的変動や魚類の移動時期、産卵時期等、環境条件について十分検討することが必要である。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

魚類等が生息、移動できる水量の確保

- 河川や用排水路工事時において、年間を通して水量がある場合には、魚類等が生息、移動できる水量の確保に努める。

その他

- 水量の少ない時期でも魚類や水生生物等の生息の場となっている低水路や淵の保全に努める。
- 河川においては、冠水頻度や洪水時の外力の強弱などにより、生物の生育・生息条件が定まっている場合がある。冠水頻度が多い場所や洪水時の外力が大きい場所では1年生の草本群落、冠水頻度が小さい場所や洪水時の外力が小さい場所では多年生の草本群落や高木が中心の生育環境となっている。そのため、冠水頻度や洪水時外力の変化等を考慮した水量を確保するよう努める。

B 自然環境の保全のための配慮

16. 緑豊かな空間の維持・形成を推進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

緩勾配のり面への高木植栽や構造物周辺の緑化、余裕地の緑化を推進し、緑豊かなやさ
ぎ空間の維持・形成に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出

- 「熊本市みどりの指針」において、道路・街路、学校、公園、その他の公
共施設ごとに、緑化目標値を定めている。みどりの指針に基づき、「森の
都」にふさわしい緑の創出を図る。

余裕地の緑地に加えて、屋上緑化及び壁面緑化に努めることで、CO₂の吸
収やヒートアイランド現象の緩和を図ることができる。

ア 道路・街路整備に係る緑化

自転車歩行車道として、有効幅員 3.0m 以上の確保が可能なところでは、
交通量等を勘案し、植樹帯又は植樹柵を設置して緑化を図るものとする。

ただし、道路の構造、その他やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 学校に係る緑化

- (1) 敷地面積の 20% 以上の緑化面積を目標とする。

- (2) 学校の管理者は、目標を達成するため緑化担当者を指定し、緑化計画
作成する。緑化計画は、児童生徒の緑化への参加を含め、敷地全体を考
慮して計画し、目標達成後の計画も含め、将来にわたる緑化計画を作成
する。

ウ 公園に係る緑化

緑豊かな公園とするため、公園の種別に応じて次のとおりの緑化面積を
目標とする。

種 別	緑 化 面 積
街 区 公 園	敷地面積の 40%以上
近 隣 公 園	敷地面積の 60%以上
地 区 公 園	敷地面積の 60%以上
総 合 公 園	敷地面積の 60%以上
運 動 公 園	敷地面積の 60%以上
風 致 公 園	敷地面積の 60%以上
歴 史 公 園	敷地面積の 60%以上
墓 園	敷地面積の 60%以上
広 域 公 園	敷地面積の 60%以上
都 市 緑 地	敷地面積の 80%以上

ただし、地域特性により多目的広場やグラウンド等の整備を必要とする場合は、緑化率を低減することができる。

エ その他の公共施設に係る緑化

公共施設の敷地内に次の A 及び B の計算により求めた面積のうち、いずれか少ない方の面積を、最小の緑化面積とし、それ以上の緑化面積の確保を目標として計画的に植栽する。

- A 敷地面積の 20%の緑化面積 【緑化目標値 = 敷地面積 × 0.2】
 B 空地面積に対し、以下に掲げる緑化率を乗じた面積から控除面積を除いた緑化面積

【緑化目標値 = (敷地面積 × (1 - 建蔽率) × 緑化率 - 控除面積】

空地面積	緑化率	控除面積
400 m ² 未満	20%	0 m ²
400 m ² 以上 800 m ² 未満	30%	40 m ²
800 m ² 以上 1,200 m ² 未満	40%	120 m ²
1,200 m ² 以上 2,000 m ² 未満	50%	240 m ²
2,000 m ² 以上 2,800 m ² 未満	60%	440 m ²
2,800 m ² 以上	70%	720 m ²

敷地の緑化にあわせて、壁面や屋上緑化についても検討を行う。壁面や屋上緑化を推進することで次の効果が期待できる。

- ・コンクリート表面を植物で覆うことで、斜光効果が得られ、同時に水分の蒸発により、建築物への蓄熱を防ぎ、ヒートアイランド現象の緩和、冷房負荷の軽減、省エネルギー効果が得られる。

「緑化面積」= 樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積（樹木が独立して植栽されている等緑化面積を測定しがたい場合には、おおむね枝葉の水平投影面積）

環境配慮技術

計 画	設 計	工 事

環境保護地区及び保存樹木等の保全

- 「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定された、環境保護地区及び保存樹木等の保全に努める。

環境保護地区 13 箇所（令和 5 年 2 月末現在）

保存樹木 575 本（令和 5 年 2 月末現在）

計 画	設 計	工 事

樹木による四季感の創出

- 植栽には、季節感を考慮した樹種を選定し、良好な景観の形成に努める。

計 画	設 計	工 事

のり面の緑化や緑地などの整備

- 工事に伴い発生するのり面等の緑化を推進し、緑の創出に努める。
- のり面に種子を吹き付けて緑化する方法では、在来種の種子を用いる。

留意点

- 吹き付けにより緑化する場合、在来種として出回っている種子の中には、外国産のものなど遠隔地で生産されたものがあるため、事業地周辺に生育する在来種の遺伝的に固有な特徴を損なうあることを考慮し、十分に検討した上で使用する。

B 自然環境の保全のための配慮

17. 貴重な動植物の生息・生育地における改変は極力避ける。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

事業を実施する際には、保全対象となる貴重な動植物については種の生態的特性を踏まえ把握し、その生息・生育地が消失するおそれがある場合は回避に努める。貴重な動植物とは、法や条例で保全の必要があるとされている種や国や県で絶滅のおそれ大きいとして挙げられている種、その地域で保全を図っている特徴的な種などである。生息・生育地への影響が回避できない場合は、代替となる生息・生育地を確保するなど、影響が最小となるよう努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

複数場所（路線）や基本構造の検討

- 事業の実施にあたり、場所や路線及び構造等について、複数案による比較検討を行い、自然環境への影響の低減に努める。

計	設	工
画	計	事

貴重な動植物の生息・生育地を回避

- 貴重な植物の生育場所や貴重な動物にとって重要な繁殖場所や餌場など、貴重な動植物の生息・生育地を回避もしくは影響の低減に努める。
- 影響の可能性が考えられる場合には、専門家の意見を参考に影響の低減を検討する。

計	設	工
画	計	事

配慮が必要な生物の繁殖、産卵、営巣時期を考慮した工事計画の検討

- 動物の行動及び生態は、冬眠、渡り、繁殖、営巣時期など、種や季節によって変化するため、それぞれの特性に配慮した工事計画を策定する。
- 工事の際、工事機械の稼働や工事車両の走行に伴う騒音・振動によって、生育地に影響を及ぼすことが想定される場合には、低騒音・低振動型建設機械を採用するなど、影響の低減に努める。
- 水環境に生息・生育する生物に対しては、事業による水質の悪化など、水質の変化が生じないよう配慮する。

環境配慮技術

計 画	設 計	工 事

回避もしくは低減ができない場合は、貴重な動植物の移動・移植を検討

- 貴重な動植物を移動・移植する場合は、対象となる生物の生息・生育地として適切な代替地を選定する。
- 適切な代替地が確保できない場合は生息・生育環境を整備することも検討する。
- いずれの場合においても、必要な場合には専門家の助言を得て実施する。

B 自然環境の保全のための配慮

18. 生物の生息生育環境を保持する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

周辺地域の自然環境を考慮し、環境施設帯等を活用するなど、適切な生物生息空間の創出に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

多自然型護岸の整備

- 護岸の整備を実施する場合は、整備後においても多様な生物が生息できるように多孔質護岸の採用や低水部への自然石の設置など検討する。
- 魚類などの隠れ場所等になっている場所を改変する場合には、魚巣ブロックの設置等により事業後における代替環境を整備し、影響の低減に努める。

魚巣ブロックの設置（画図町）



計	設	工
画	計	事

動物の移動のための道や水路の確保

- 河川及び周辺地域に生息する動物の移動のための上下流の連続性を確保するため、魚道の設置など検討する。

魚道の整備（藻器堀川）



計	設	工
画	計	事

植生・緑化ブロックの採用

- 植生ブロック、緑化ブロックの採用を検討する。

植生ブロックの整備（藻器堀川）



計	設	工
画	計	事

水路や緑地等の復元

- 工事に伴って一時的に改変された水路は、その形状、水深、底質、水際線の材質などを元の状態の復元に努める。
- 工事に伴って一時的に改変された緑地等は、その地盤の形状、土壌などを元の状態に復元するとともに、緑地の主体となっていた植物の復元に努める。

留 意 点

- 施工後はその川にふさわしい環境を維持するための管理を行うとともに、施工後における河川環境の状況を調査・把握し、得られた情報を今後の川づくりに活かすよう努める。

B 自然環境の保全のための配慮

19. 施設照明等による影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
■下水道 □水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

野生生物は繁殖時、外部からの刺激に対して敏感に反応し、営巣の中止や育雛を放棄することがあるため、道路照明や前照灯による野生動物への影響の低減を図るとともに、農作物や人の住環境への影響も考慮する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

遮光植栽の設置

- 希少動植物の繁殖地となっている樹林の側に道路を整備する場合は、自動車のヘッドライトによって生息環境に影響が及ぶ可能性があるため、遮光植栽等の設置などにより影響を低減させる。

計	設	工
画	計	事

遮光用のルーバー¹の設置

- 道路の外側に光が漏れないように、照明灯にはルーバーを設置する。

1【ルーバー】

照明灯具の中に設置する器具であり、設置することで光の照射範囲を限定することができる。

計	設	工
画	計	事

ダウンライトの採用

- 照明による影響範囲を抑えるため、照明が必要な部分のみが照らされるダウンライト等の採用を検討する。

計	設	工
画	計	事

ナトリウム灯など環境への影響の少ない波長の光源の採用

- 昆虫類は紫外域の光に反応するものが多く、夜間照明に誘引されてしまい、生息環境に影響が及ぶ可能性があるため、ナトリウム灯などの紫外域を抑えた光源を利用するなどにより昆虫類への影響を低減する。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

20. 歴史的景観を保全する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 □造成

【基本事項】

事業の実施においては、地域の風土、歴史、文化を把握し、地域において重要な歴史的景観の保全に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

施設の配置や形態、意匠等は、地域の風土、歴史又は文化に配慮

- 施設の配置、形態、意匠等は、地域の風土や歴史、文化に配慮し、歴史的景観の保全に努める。

熊本市景観条例に基づき指定された景観形成建造物や文化財保護法等に基づく指定文化財や史跡周辺においては、特にその歴史的景観の保全に努める。

景観形成建造物・登録有形文化財
(長崎次郎書店)



21. 文化財を保護する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

事業の大小に関わらず、事業計画の早い段階で当該計画地周辺の文化財を把握し、必要となる場合は文化財課と文化財の有無及び取扱いについて協議するなど、地域において大切にされている文化財の保護に努める。

環 境 配 慮 技 術

計	設	工
画	計	事

指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避

- 事業予定地は、指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等を可能な限り回避する。

計	設	工
画	計	事

文化財の保護等

- 事業の計画段階で、事業計画地や周辺地域における文化財等の分布状況を把握し、文化財課に計画地内の文化財の有無等について協議し、文化財が存在する場合にはその取扱いについて調整を行う。
- 工事段階において、新たに埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課に連絡するとともに、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化財課に届出等を行い、文化財が適切に保護されるよう対策を講じる。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

22. 周辺環境と調和した、良好な景観を保全・創造する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 ■海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 □造成

【基本事項】

熊本市景観計画や熊本市景観条例との整合性を図り、良好な都市景観の創造に努める。また、建築物等の構造物は、周辺の建物や構造物、周辺植生と調和した樹種による植栽など、形態、意匠、色彩等を考慮し、良好な景観の創出に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

景観計画や景観条例との整合性を図り、良好な景観の形成に配慮

- 熊本市の景観特性である、自然、歴史及び都市特性を把握し、眺望景観や沿道景観、地域景観に配慮し、良好な都市景観の創造に努める。

計	設	工
画	計	事

形態、意匠、色彩等は、周辺景観との調和や地域特性に配慮

- 建築物や構造物の形態、材料、色彩などは周辺環境との調和に努める。

周辺環境に配慮した自然石護岸の採用（麴川）



計	設	工
画	計	事

案内看板などの構造、形態、色彩等は、周辺景観に配慮

- 事業の実施に伴い、案内看板等を設置する際は、周辺景観との調和に配慮した構造、形態、色彩とするよう努める。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

23. 交通網の整備により交通量の分散化、交通流の円滑化を図る。[道路] 周辺道路の交通流の円滑化を図る。[軌道、建築物、造成]

対象事業種

凡例：■対象
□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
□下水道 □水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

交通量の分散化、交通流の円滑化を図り、交通渋滞による周辺環境への影響（大気汚染、騒音・振動等）の緩和に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

幹線道路への接続

- 幹線道路へ接続する道路の整備により交通の分散化を図り、環境負荷の低減を図る。
- 物流の拠点となりうる施設の周辺における事業の実施にあたっては、幹線道路への接続により、輸送効率の向上を図る。

計	設	工
画	計	事

出入口の複数化の検討

- 出入口の複数化により、建物等への出入の円滑化を図る。

計	設	工
画	計	事

交差点での付加車線の設置[道路のみ対象]

- 渋滞が著しい交差点等について、付加車線の設置により交通容量の増加を図る。

計	設	工
画	計	事

駐車場の適正配置、迅速誘導の案内板の設置[道路を除く]

- 駐車場の設置や案内板の設置により、進入路や敷地内での運転時間を短縮する。

環境配慮技術

計 画	設 計	工 事

公共交通機関の利用促進

- 公共交通機関の確保や利用促進を図り、地域環境への影響の低減を図る。

その他

- 信号機の適正配置や調整により、交通流の円滑化を図る。
- パークアンドライドなどによる公共交通機関の活用、相乗りの励行、フレックスタイム制の導入等を実施し、輸送効率の向上や交通量の平準化を図る。

留意点

- 幹線道路のうち、特に大型車の走行が多い道路では、十分な環境対策が必要である。
- 道路計画の立案にあたっては、道路機能に配慮して各種道路計画との調整を行うことが必要である。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

24. 周辺環境に配慮した道路構造を検討する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 □軌道
□下水道 □水道 □建築物 □造成

【基本事項】

道路構造は、トンネル構造や掘割構造等など周辺環境に配慮した構造を検討し、騒音・振動の低減に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

トンネル構造や掘割構造の検討

- トンネル構造や掘割構造を検討し、道路が周辺地域に及ぼす騒音・振動の影響を低減するよう努める。

計	設	工
画	計	事

橋梁の連続桁化などの検討

- 橋梁においては、車両が継目上を通過することによって騒音・振動が発生するため、橋床の伸縮継目のない連続桁や表面の継目を覆うなどのノージョイント化を検討し、橋梁からの騒音・振動を抑制するよう努める。

計	設	工
画	計	事

縦断勾配が緩い道路構造の検討

- 縦断勾配急な道路構造においては、走行する車両の加速・減速が大きくなるため、周辺の地形やコスト等を考慮し、できる限り縦断勾配が緩くなるような道路構造を検討する。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

25. 周辺への大気汚染や騒音による影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 □河川 □用排水路 □海岸 ■軌道
□下水道 □水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

道路や工業団地の整備など、事業の実施に伴う新たな施設の整備により、これまではなかった大気汚染や騒音の問題が発生するおそれがあるため、緩衝緑地帯や低騒音型の室外機等の設置など、周辺地域への環境影響の低減に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

緩衝緑地帯の設置

- 緩衝緑地帯を設けて、騒音の低減を図る。またその際に設置する緩衝緑地帯はできる限り広く確保するよう努める。
- 施設駐車場や進入道路沿道においては、環境緑地帯を設けて大気汚染の防止や騒音の低減を図る。

計	設	工
画	計	事

低騒音舗装を採用

- 一般的な低騒音舗装（排水性舗装）は、通常舗装より、2～3db の騒音低減が期待できる。

計	設	工
画	計	事

低騒音型室外機等の導入

- 施設に導入する室外機は低騒音型の機器を採用し、周辺への騒音の低減を図る。

留意点

- 騒音については、生活環境を保全するための基準として、環境基準が地域別（一般地域、道路に面する地域）に定められており、騒音対策においては環境基準を達成できるよう留意する。
- 沿道の背後地に騒音の影響が及ばないよう、道路沿道にビルなどの騒音の伝搬を遮断する施設の配置を検討する。
- 低騒音舗装は間隙によりその効果を発揮するため、定期的な清掃等によるメンテナンスを行い、間隙の確保に努める。
- 橋梁においては、経年的な劣化によりわだち等とジョイント部などの接続部との間に段差が生じ、その部位から騒音・振動が発生してしまうため、定期的な維持管理を行い、性能維持に努める。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

26. 建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

- | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-----|
| ■道路 | ■河川 | ■用排水路 | ■海岸 | ■軌道 |
| ■下水道 | ■水道 | ■建築物 | ■造成 | |

【基本事項】

建設機械、車両の稼働等に伴う排気ガスや騒音・振動、粉じん等による周辺環境への影響の低減に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

低公害型の建設機械等の採用

- 工事においては、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- 低公害型の建設機械の基準にあった建設機械を採用する。

【排出ガス対策型建設機械ラベル】 【低騒音型建設機械ラベル】

【低振動型建設機械ラベル】



計	設	工
画	計	事

遮音壁、遮音シート等の仮設[建築物のみ]

- 工事箇所周辺に位置する学校、病院、福祉施設、民家等への騒音を低減させる必要がある工事に際しては、遮音壁や遮音シートを仮設する。
- ビル建設工事に用いる遮音シートは、15～20 dB の低減が可能である。
- 建設現場囲い等には、防汚機能や大気を浄化する効果がある光触媒処理を施した遮音パネルの導入を検討する。

計	設	工
画	計	事

工事車両の走行ルート分散等

- 資材運搬車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響を低減させるため、走行ルートを検討し、車両の分散化を図る。検討する際には、地域の安全性を考慮し、生活道路への進入を避けたルートを設定する。

計	設	工
画	計	事

工事による粉じんの発生、飛散防止として散水や加湿の実施、防じんシートの布設

- 工事を実施する場合は、粉じん対策として散水や加湿、防じんシートの敷設等を実施するよう努める。

計 画	設 計	工 事

その他

- 建設機械は、敷地境界からできる限り離して設置する。
- 粉じんの発生を防止するため、工事車両出口に必要な応じてタイヤ洗浄装置を設置する。
- 建設機械の整備不良による大気汚染と騒音の発生を抑制するため、始業前点検の実施により性能維持に努める。
- 空ふかし等の運転は極力避け、排出ガスと騒音の発生を抑制する。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

27. 工事中の汚水・濁水の流出に伴う周辺環境への影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路 ■河川 ■用排水路 □海岸 ■軌道
■下水道 ■水道 ■建築物 ■造成

【基本事項】

工事中の土工によって発生する濁水や土砂は、下流河川の水質悪化、水生生物等への影響を及ぼすおそれがあるため、汚水、濁水の発生の低減に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

汚水・濁水の発生を抑えた工法の検討

- 切土・盛土等により濁水が発生するおそれがある工事においては、雨期や台風期等をできるだけ避けた計画を立てる。
- 工事区域毎に濁水対策を検討する。
- 工事によって裸地部が発生した場合、降雨による濁水の発生を防ぐため、できるだけ裸地状態の期間の短縮に努めるとともに、のり面についてはビニールシートで覆うなどの措置を講じる。
- 工事の段階的施工や施工後の転圧覆土（表面処理）等により、濁水の発生を防止する。
- 工事後は、できるだけ早急にのり面緑化を図る。

計	設	工
画	計	事

工事区域の仮締切、切り回し水路の設置

- 河川工事等においては、工事区域を土のうや矢板などで締め切る仮締切や、切り回し水路の設置により、改変部分から河川への濁水の流出を抑える。

計	設	工
画	計	事

汚水・濁水の適切な処理

- 掘削工事やトンネル工事等により発生する濁水に対して処理が必要な場合には、経済的で効果的な濁水処理装置（SS 処理施設、pH 調整施設、油水分離施設）を設置し適切に処理する。
- アルカリ排水が想定される場合、pH 調整施設等の設置により濁水処理を行う。
- 濁水処理に際しては、凝集剤を適切に使用する。
- 工事に際して薬液注入工法等を実施する場合は、汚水処理施設の設置等により汚水の処理を行う。

環境配慮技術

その他

- 工事現場の汚水やし尿、雑排水については、仮設浄化槽を設けるなどの適切な処理を行う。

留意点

- 下流域の水利用状況を勘案し、濁りの指標である浮遊物質（SS）の監視に努める。
- 工事箇所において、赤水（土壌・岩石中に含まれる鉄分が溶出し、水中の酸化されて赤色の含水酸化物の微粒子が生成することにより生じる）の発生等が想定される場合は、対策が必要である。
- 改変範囲の土質を事前に把握し、適切な濁水対策を講じる。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

28. 海面や自然海岸を保全し、水産資源への影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

☐道路 ☐河川 ☐用排水路 ■海岸 ☐軌道
☐下水道 ☐水道 ☐建築物 ☐造成

【基本事項】

公有水面の埋立てによる海面の消滅や自然海岸の改変に伴い、海水の自浄能力低下や水産資源へ影響を及ぼす可能性がある。そのため、できるだけ埋立てを抑制するとともに、埋立てする際には、停滞性水域の発生や潮流の変化による異常堆砂・異常洗掘等が生じないよう配慮を行う。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

良好な海域環境における埋立ての抑制

- 海域環境が良好な海域の埋立抑制に努める。

計	設	工
画	計	事

停滞性水域の発生を避けた埋立て形状の検討

- 埋立面積はできるだけ最小化を図り、埋立法線は停滞性水域が発生しないような形状を検討する。
- 曝気機能付き護岸（スリット式消波護岸、傾斜式石積護岸等）採用
海水自浄作用の重要な因子である溶存酸素濃度を改善する曝気機能（海水に空気を送り、酸素の溶解を促進）を持った護岸の採用を検討する。また、海水中の好気性バクテリアへの酸素供給を高め、有機物等の汚染物質の分解を促進する。

計	設	工
画	計	事

潮流の著しい変化を避けた埋立て形状の検討

- 埋立面積はできるだけ最小化を図り、埋立法線は周辺の潮流等の変化が小さくなるような形状を検討する。
- 埋立地や構造物の設置によって生じる潮流の著しい変化により、異常堆砂・異常洗掘等が発生する場合は、潮流や波浪による外力（砂を動かす力）を制御する突堤や離岸堤などの設置を検討する。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

29. 工事中の濁水の発生に伴う周辺環境への影響を低減する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路 □河川 □用排水路 ■海岸 □軌道
□下水道 □水道 □建築物 □造成

【基本事項】

床掘・浚渫工事で発生する可能性がある濁水（SS）を低減するよう努める。また、埋立材による汚染を防ぐため、工事に用いる埋立材の発生場所や、埋立材の性状を十分に把握し、「水底土砂判定基準」等を満足していることを確認して使用する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

汚水・濁水の発生を抑えた工法の検討

- 海域における工事においては、汚濁防止膜の設置により濁りの拡散を防止する。

計	設	工
画	計	事

埋立材の発生場所の把握及び性状分析の実施

- 埋立材を使用する場合、発生場所、発生原因等を確認し、海洋汚染の防止を図る。
- 埋立材は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年2月17日総令第68号）」に基づく水底土砂の判定基準等を満足する材料を使用する。

その他

- 投入土砂には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の適用を受ける廃棄物を含まないものを用いる。
- 埋立材の搬入においては、搬入ルート周辺の環境に配慮し、運搬車両からの埋立材の飛散による大気汚染や騒音・振動による影響の防止に努める。
- 埋立材は、埋立地の地盤安定を考慮し、適切な土質性状（粒度組成等）のものを用いる。

留意点

- 周辺に海苔、アサリ、カキの漁場がある場合、細心の環境配慮が必要となる。
- 水産用水基準では、人為的に加えられる濃度は2mg/1以下となっている。

30. 放流先の水環境を保全する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

☐道路 ☐河川 ☐用排水路 ☐海岸 ☐軌道
☒下水道 ☐水道 ☒建築物 ☐造成

【基本事項】

下水道処理施設等から発生する水の放流は、放流先及び下流地域周辺の水環境に配慮するよう努める。

また、工業団地や住宅団地などの整備にあたっては、団地全体として公共下水道への接続や高度処理施設の導入に努める。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

放流場所、法流量の検討[下水道のみ対象]

- 下水道処理水の放流先の周辺環境や河川環境に配慮するため、放流場所、放流量を十分に検討する。

計	設	工
画	計	事

高度処理¹の必要性の検討[下水道のみ対象]

- 下水道処理水を放流する際には、下流地域周辺の水環境に配慮し、必要に応じて高度処理施設の整備を検討する。

計	設	工
画	計	事

汚水の公共下水道・流域下水道接続

- 汚水の処理は個別に行うのではなく、施設全体として公共下水道を整備、もしくは流域下水道への接続を図る。

計	設	工
画	計	事

汚水の高度処理¹

- 施設の規模や周辺地域の下水道整備状況を勘案し、公共下水道整備が困難な場合は、合併処理浄化槽や、必要に応じて汚水の高度処理施設の導入を図る。

1【高度処理】

高度処理とは、通常の有機物除去を主とした処理で得られる処理水質以上の水質を得るために行う処理のことであり、窒素やりん、浮遊物等を除去対象としている。導入する目的としては、以下のような事項が考えられる。

- ・放流水域の水質環境基準の達成
- ・処理水の再利用
- ・放流水域の利水対応

31. 電波障害及び日照阻害の防止に配慮する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

■道路

□河川

□用排水路

□海岸

■軌道

□下水道

□水道

■建築物

■造成

【基本事項】

建築物（構造物[高架道路など]）を建てる際には、電波障害及び日照阻害の防止に配慮し、建物の配置や構造を検討する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

建築物（構造物）の配置、高さの検討

- 電波障害を防止するよう努める。

建築物（構造物）を建てる際には、事前に影響範囲を想定し、現状のテレビ映像状態を把握し、建築物側や受信側等における対策により、電波障害を防止するよう努める。

- 日照阻害を防止するよう努める。

事業計画地周辺において、住宅、学校、病院、福祉施設等の特に日照確保を必要とする建物の分布状況を把握する。

また、障害の防止対策となる建物と当該建築物（構造物）との距離や高さを考慮し、冬至日における影響範囲を予測し配慮を行う。

計	設	工
画	計	事

共同アンテナの設置

- 電波障害の防止のため、共同アンテナの設置を検討する。

留意点

- 日照阻害に係る関係法令
 - ・都市計画法
 - ・建築基準法

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

32. 悪臭の発生防止などの大気環境への影響を抑制する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

□河川

□用排水路

□海岸

□軌道

■下水道

□水道

□建築物

□造成

【基本事項】

汚水処理施設や廃棄物処理施設では、周辺の住民への影響を防ぐため、悪臭の発生防止などの大気環境への影響に配慮する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

悪臭の発生抑制、防臭装置の設置

- 汚水処理施設等では、脱臭装置の設置を検討するなど、悪臭の発生抑制に努める。

計	設	工
画	計	事

大気汚染防止設備の設置

- 周辺への大気汚染の影響を防止するため、大気汚染防止設備（電気集塵機やバグフィルタ等）の設置を検討する。

C 歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

33. 人の健康に配慮した内装材等の使用を促進する。

対象事業種

凡例：■対象

□対象外

□道路

□河川

□用排水路

□海岸

□軌道

□下水道

□水道

■建築物

□造成

【基本事項】

快適な生活空間を確保するため、建築物に使用する建材、内装材等は、人の健康に配慮したものを使用する。

環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

ホルムアルデヒド等の健康被害を起こす物質を使用している資材使用の回避

- 建材、内装材等は、人の健康へ影響を及ぼす化学物質を含む物質を使用している資材等を回避し、厚生労働省の指針値を遵守する。
- 健康影響が少ない木材加工品の使用

木材・木材加工品の規格は日本農林規格や日本工業規格で定められており、この規格に適合した製品には日本農林規格マーク（JAS マーク）や日本工業規格マーク（JIS マーク）及び上方にホルムアルデヒド放散量の程度が表示されている。

第 5 章

巻末資料

- 5 — 1 事業・環境特性把握シート
- 5 — 2 事業別環境配慮チェックシート
- 5 — 3 関係法令に基づく環境配慮が必要な
事業規模要件一覧表
- 5 - 4 事前に届出が必要な環境配慮
関連法令一覧

事業・環境特性把握シート（１／２）

記入者	(所属)
	(氏名)
	(連絡先)

配慮の段階	☐ 計画・設計	☐ 工事
-------	--------------------------------	-----------------------------

1. 事業の概要

事業の区分		
事業名		
実施場所		
事業主体		
実施期間		
全体事業費		
事業規模等		
事業の概要	事業の目的	
	工法の概要	
	施設の構造	

事業・環境特性把握シート（２／２）

２．事業実施区域とその周辺の環境特性

	温暖化対策、資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮					自然環境の保全のための配慮			歴史的環境・生活環境の保全のための配慮		
	温室効果ガスの発生抑制	再生可能エネルギーの導入	省資源・省エネの推進	雨水等の有効利用	廃棄物の発生抑制・リサイクル	地下水の保全	緑の保全と創出	生物の生息生育環境の保全	歴史遺産の保全	景観形成	生活環境の保全
工事の実施											
施設の共用											
計画地の 現況	交通の現況										
	土地利用の現況										
	水域利用の現況										
	生活関連施設の現況										
地下水・河川の状況に関する情報 （担当課：水保全課）											
緑の状況に関する情報 （担当課：みどり政策課、みどり公園課）											
生物の生息に関する情報 （担当課：環境政策課）											
文化財の分布に関する情報 （担当課：文化財課）											
都市景観に関する情報 （担当課：都市デザイン課）											
生活環境保全に関する情報 （担当課：環境政策課）											
その他特記事項											

（備考）記入にあたり参考とした資料は添付すること

道路・街路整備事業

事業名		チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所			工事	☐
工期				

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策又は配慮できない（できなかった）理由	配慮技術記載頁
				計画	設計	工事			
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	☐	省エネルギー型の照明・街路灯など省エネルギーの推進 その他：()				☐		33 p
	(2)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	バイパスの整備、立体交差化等の検討 電気自動車等の調達 アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制 経済運行速度の遵守 その他：()				☐		35 p
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	☐	植樹帯や植樹樹などの整備 その他：()				☐		36 p
	(4)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用 金属型枠の使用 間伐材の有効利用 その他：()				☐		39 p
	(5)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施 伐採木等の再資源化 その他：()				☐		40 p
	(6)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理 その他：()				☐		41 p
	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	☐	透水性舗装や透水性側溝の採用 緑地帯の確保 その他：()				☐		43 p
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	☐	地下工事時における地下水質及び水量への配慮 周辺の湧水及び熊本水遺産の保全 搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用 その他：()				☐		45 p
	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出 環境保護地区及び保存樹木等の保全 樹木による四季感の創出 のり面の緑化や緑地などの整備 その他：()				☐		49 p

河川整備事業

事業名				チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所					工事	☐
工期						

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術 記載頁
				計画	設計	工事			
温暖化対策・ 資源の有効利用 など環境負荷の 低減のため	(1)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	電気自動車等の調達				☐		35 p
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			経済運行速度の遵守						
			その他:()						
	(2)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用				☐		39 p
			金属型枠の使用						
			間伐材の有効利用						
			その他:()						
	(3)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				☐		40 p
			伐採木等の再資源化						
			その他:()						
(4)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理				☐		41 p	
		その他:()							
全自然環境の配慮	(1)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	樹木による四季感の創出				☐		49 p
			のり面の緑化や緑地などの整備						
			その他:()						

用排水路整備事業

事業名		チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所			工事	☐
工期				

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術 記載頁
				計画	設計	工事			
温暖化対策・ 低減のための有効利用など 環境負荷の配	(1)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	電気自動車等の調達				☐		35 p
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			経済運行速度の遵守						
			その他:()						
	(2)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用				☐		39 p
			金属型枠の使用						
			間伐材の有効利用						
			その他:()						
	(3)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				☐		40 p
			伐採木等の再資源化						
			その他:()						
	(4)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理				☐		41 p
			その他:()						
全自然環境の配保	(1)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	環境保護地区や保存樹木等の保全				☐		49 p
			樹木による四季感の創出						
			のり面の緑化や緑地などの整備						
			その他:()						

漁港・海岸整備事業

事業名		チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所			工事	☐
工期				

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術 記載頁
				計画	設計	工事			
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のため	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	☐	省エネルギー型照明、外灯など省エネルギーの推進 その他：()				☐		33 p
	(2)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	電気自動車等の調達 アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制 経済運行速度の遵守 その他：()				☐		35 p
	(3)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用 金属型枠の使用 間伐材の有効利用 その他：()				☐		39 p
	(4)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）の再資源化、適正処理等の実施 伐採木等の再資源化 その他：()				☐		40 p
	(5)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理 その他：()				☐		41 p
	(1)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出 環境保護地区及び保存樹木等の保全 樹木による四季感の創出 緑地などの整備 その他：()				☐		49 p

軌道整備事業

事業名		チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所			工事	☐
工期				

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術 記載頁
				計画	設計	工事			
環境 配慮 項目 など 環境 負荷 の低減 のため の 配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	☐	省エネルギー型照明、外灯など省エネルギーの推進 その他：()				☐		33 p
		☐	電気自動車等の調達 アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制 経済運行速度の遵守 その他：()				☐		35 p
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	☐	軌道内の緑化や緑地などの整備 その他：()				☐		36 p
		☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用 金属型枠の使用 間伐材の有効利用 その他：()				☐		39 p
	(5)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施 その他：()				☐		40 p
		☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理 その他：()				☐		41 p
	(1)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	☐	地下工事時における地下水質及び水量への配慮 周辺の水道水源井戸及び湧水の保全 搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用 その他：()				☐		45 p
		☐	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出 環境保護地区及び保存樹木等の保全 樹木による四季感の創出 軌道内の緑化や緑地などの整備 その他：()				☐		49 p

下水道整備事業

事業名		チェックの段階	計画・設計	☐
事業箇所				
工期			工事	☐

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術 記載頁
				計 画	設 計	工 事			
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	☐	太陽光発電など環境保全型エネルギーの活用				☐		33 p
			省エネルギー型照明、外灯など省エネルギーの推進						
			その他:()						
	(2)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	電気自動車等の調達				☐		35 p
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			経済運行速度の遵守						
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	☐	敷地、壁面、屋上の施設緑化				☐		36 p
			その他:()						
	(4)雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入を検討する。	☐	雨水の散水利用や処理水の中水利用設備の導入				☐		38 p
			その他:()						
	(5)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用				☐		39 p
			金属型枠の使用						
			間伐材の有効利用						
	(6)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				☐		40 p
			伐採木等の再資源化						
			その他:()						
	(7)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、分別保管、適正処理				☐		41 p
			その他:()						
自然環境の保全のための配慮	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	☐	雨水浸透枳の設置				☐		43 p
			その他:()						
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	☐	地下工事時における地下水質及び水量への配慮				☐		45 p
			周辺の水道水源井戸及び湧水の保全						
			搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用						
	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	その他:()				☐		49 p
			「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出						
			環境保護地区及び保存樹木等の保全						
			樹木による四季感の創出						
			その他:()						

水道整備事業

事業名		チェックの段階					計画・設計	□
事業箇所							工事	□
工期								

環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術記載頁			
				計画	設計	工事						
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	□	太陽光発電など環境保全型エネルギーの活用				□		33 p			
			省エネルギー型照明、外灯など省エネルギーの推進									
			その他:()									
	(2)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	□	電気自動車等の調達				□		35 p			
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制									
			経済運行速度の遵守									
			その他:()									
(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	□	敷地、壁面、屋上の施設緑化				□		36 p				
		その他:()										
(4)雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入を検討する。	□	雨水の散水利用や処理水の中水利用設備の導入				□		38 p				
		その他:()										
	(5)省資源に配慮した建設資材を活用する。	□	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用							□		39 p
			金属型枠の使用									
		間伐材の有効利用										
		その他:()										
(6)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	□	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				□		40 p				
		伐採木等の再資源化										
		その他:()										
(7)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	□	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理				□		41 p				
		その他:()										
自然環境の保全のための配慮	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	□	雨水浸透枡の設置				□		43 p			
			その他:()									
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	□	地下工事時における地下水質及び水量への配慮				□		45 p			
			周辺の水道水源井戸及び湧水の保全									
			搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用									
			その他:()									
	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	□	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出				□		49 p			
		環境保護地区及び保存樹木等の保全										
		樹木による四季感の創出										
		その他:()										

建築物整備事業

事業名		チェックの段階			計画・設計		□		
事業箇所					工事		□		
工期									
環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	配慮の検討が必要な段階（印）			配慮結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮技術記載頁
				計画	設計	工事			
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進する。	□	太陽光発電など環境保全型エネルギーの活用				□		33 p
			省エネルギー型照明など省エネルギーの推進						
			その他:()						
	(2)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	□	電気自動車等の調達				□		35 p
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			経済運行速度の遵守						
			その他:()						
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	□	敷地、壁面、屋上の施設緑化				□		36 p
			その他:()						
	(4)フロンの使用抑制を推進する。	□	代替フロン、ノンフロンの採用				□		37 p
その他:()									
(5)雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入を検討する。	□	雨水の散水利用や処理水の中水利用設備の導入				□		38 p	
		節水機器の導入							
		その他:()							
(6)省資源、省エネルギーに配慮した建設資材を活用する。	□	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用				□		39 p	
		金属型枠の使用							
		間伐材の有効利用							
		その他:()							
(7)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	□	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				□		40 p	
		伐採木等の再資源化							
		その他:()							
(8)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	□	建設発生土の発生抑制、工事間利用、分別保管、適正処理				□		41 p	
		その他:()							
自然環境の保全のための配慮	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	□	雨水浸透樹の設置				□		43 p
			透水性舗装や透水性側溝の採用						
			その他:()						
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	□	地下工事時における地下水質及び水量への配慮				□		45 p
			周辺の水道水源井戸及び湧水の保全						
			搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用						
			その他:()						
	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	□	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出				□		49 p
			環境保護地区及び保存樹木等の保全						
樹木による四季感の創出									
その他:()									

造成（区画整理及び土地の整地等）事業

事業名				チェックの段階		計画・設計	☐
事業箇所						工事	☐
工期							

環境 配慮 項目	環境配慮事項	配慮 目標	具体的対策	配慮の検討が必要 な段階（印）			配慮 結果	配慮を行う（行った）具体的対策 又は 配慮できない（できなかった）理由	配慮 技術 記載 頁
				計 画	設 計	工 事			
温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のため の配慮	(1)その他温室効果ガスの排出抑制を図る。	☐	電気自動車等の調達				☐		35 p
			アイドリングストップ、急発進、空ふかしの抑制						
			経済運行速度の遵守						
			その他：()						
	(2)雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入を検討する。	☐	雨水の散水利用や処理水の中水利用設備の導入				☐		38 p
			その他：()						
	(3)省資源に配慮した建設資材を活用する。	☐	再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用				☐		39 p
			金属型枠の使用						
			間伐材の有効利用						
			その他：()						
(4)建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理を推進する。	☐	建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施				☐		40 p	
		伐採木等の再資源化							
		その他：()							
(5)建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	☐	建設発生土の発生抑制、工事間利用、適正処理				☐		41 p	
		その他：()							
自然環境の保全のための配慮	(1)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	☐	雨水浸透柵の設置				☐		43 p
			透水性舗装や透水性側溝の採用						
			その他：()						
	(2)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	☐	地下工事時における地下水質及び水量の保全に配慮				☐		45 p
			周辺の水道水源井戸及び湧水の保全						
			搬入土砂等は土壌基準に適合したものを使用						
			その他：()						
	(3)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	☐	「熊本市みどりの指針」を遵守した緑の創出				☐		49 p
			環境保護地区及び保存樹木等の保全						
			樹木による四季感の創出						
その他：()									

関係法令に基づく環境配慮が必要な事業規模要件一覧表

項目	環境影響評価法		熊本県環境影響評価条例 (市域をまたぐ事業に限る)	熊本市環境影響評価条例		熊本県公共事業等環境配慮システム	熊本市公共事業環境配慮指針
	第1種事業	第2種事業		第1種事業(市内全域)	第2種事業(指定地域)		
1 道路							
高速自動車国道	すべて	-	-	-	-	-	-
首都高速道路など	4車線以上のもの	-	-	-	-	-	-
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	-	-	-	-	-
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上	-	-
国道・県道・市町村道・農道・林道	-	-	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域の場合2車線以上かつ10km以上)	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域の場合2車線以上かつ10km以上)	4車線以上かつ長さ2.5km以上 (森林地域の場合2車線以上かつ5km以上)	幅員4m以上かつ長さ2km以上	2車線以上かつ1km以上又は幅員4m以上かつ1km以上
2 河川・海岸							
河川	-	-	-	-	-	整備する河川の延長が500m以上	整備する河川の延長250m以上
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha	貯水面積50ha以上	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上	湛水面積2ha以上	-
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha	土地改変面積50ha以上	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上	-	整備する用排水路の延長500m以上
海岸	-	-	-	-	-	整備する海岸線の延長500m以上	整備する海岸線の延長250m以上
3 鉄道							
新幹線鉄道	すべて	-	-	-	-	-	-
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	長さ5km以上	長さ5km以上	長さ2.5km以上	-	長さ1km以上
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	滑走路長1,250m以上	滑走路長1,250m以上	滑走路長625m以上	-	-
5 発電所							
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW	出力1.5万kW以上	出力1.5万kW以上	出力7,500kW以上	-	-
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	出力7.5万kW以上	出力7.5万kW以上	出力3.75万kW以上	-	-
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	出力5,000kW以上	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上	-	-
原子力発電所	すべて	-	-	-	-	-	-
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW	敷地面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積10ha以上	-	-
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	出力5,000kW以上	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上	-	-
6 廃棄物処理関連施設							
廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25～30ha	新設すべて	新設すべて	-	-	-
廃棄物焼却施設	-	-	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上	-	-
し尿処理施設	-	-	処理能力100kl/日以上	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上	-	-
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40～50ha	面積25ha以上 (干潟等含む場合5ha以上)	面積25ha以上 (干潟等含む場合5ha以上)	-	面積1ha以上	面積0.5ha以上
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
13 宅地の造成の事業	面積100ha以上	面積75～100ha	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
14 農用地の造成事業	-	-	面積100ha以上	面積100ha以上	面積50ha以上	面積1ha以上	面積0.5ha以上
15 スポーツ又はレクリエーション施設	-	-	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	-
16 ゴルフ場	-	-	面積20ha以上	面積20ha以上	面積10ha以上	面積1ha以上	-
17 下水道終末処理場	-	-	計画処理人口10万人以上	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上	面積1ha以上	計画処理人口2万人以上
18 工場・事業場	-	-	燃料使用量8kl/時 又は平均排水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量8kl/時 又は平均排水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時 又は平均排水量0.25万m ³ /日以上	面積1ha以上	-
19 豚房施設	-	-	施設面積7,500m ² 以上 又は増設後の総面積9,000m ² 以上	施設面積7,500m ² 以上 又は増設後の総面積9,000m ² 以上	-	面積1ha以上	-
20 岩石、土、砂利の採取	-	-	面積30ha以上 又は変更後の面積50ha以上	面積30ha以上 又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上 又は変更後の面積25ha以上	面積1ha以上	-
21 都市公園の整備	-	-	-	-	-	面積1ha以上	-
22 公有水面の埋立	-	-	-	-	-	面積1ha以上	-
23 その他の造成事業	-	-	面積25ha以上 (一定の要件を満たす場合50ha以上)	面積25ha以上	面積12.5ha以上	面積1ha以上	-
24 建築物の建設	-	-	-	高さ100m以上かつ延べ面積5万m ² 以上	-	延べ床面積5,000m ² 以上	延べ床面積2,500m ² 以上
25 水道施設の整備	-	-	-	-	-	-	給水区域の拡張面積1km ² 以上

事前に届出が必要な環境配慮関連法令一覧

No.	法令	条	概要	HP	担当課	ページ
1	大気汚染防止法	第6条	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0031222/index.html	環境政策課	P 1
2	大気汚染防止法	第8条	第6条の規定による届出をした者が、施設の構造等を変更しようとするときは、その旨を着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0031223/index.html	環境政策課	P 1
3	大気汚染防止法	第17条の5	揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/200969.html	環境政策課	P 1
4	大気汚染防止法	第17条の7	第17条の5に規定する届出をした者が、施設の構造等を変更しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/200969.html	環境政策課	P 2
5	大気汚染防止法	第18条	一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、着工前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5643.html	環境政策課	P 2
6	大気汚染防止法	第18条の6	特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5643.html	環境政策課	P 2
7	大気汚染防止法	第18条の15	建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者は、当該工事における石綿含有建材の使用の有無を有資格者により調査し、発注者に対して調査結果を書面で説明するとともに、調査後遅滞なく電子システムにて市長に報告しなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=39135	環境政策課	P 2
8	大気汚染防止法	第18条の17	特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5668.html	環境政策課	P 3
9	大気汚染防止法	第18条の28	水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/200967.html	環境政策課	P 4
10	大気汚染防止法	第18条の30	第18条の28の規定による届出をした者が、施設の構造等を変更しようとするときは、その旨を着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/200967.html	環境政策課	P 4
11	ダイオキシン類対策特別措置法	第12条	特定施設を設置しようとする者は、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5591.html	環境政策課	P 6
12	ダイオキシン類対策特別措置法	第14条	第12条の規定による届出をした者が、施設の構造等を変更しようとするときは、その旨を着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5591.html	環境政策課	P 6
13	騒音規制法	第6条	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 8
14	騒音規制法	第8条	第6条第1項の規定による届出をした者が、騒音防止の方法等に係る変更をする場合は、工事の開始の日の三十日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 10
15	騒音規制法	第14条	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 10
16	振動規制法	第6条	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 13
17	振動規制法	第8条	第6条第1項の規定による届出をした者が、振動防止の方法等に係る変更をする場合は、工事の開始の日の三十日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 13
18	振動規制法	第14条	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 13
19	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第9条	ばい煙発生施設を設置しようとする者は、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0031222/index.html	環境政策課	P 16
20	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第11条	第9条の規定による届出をした者が、施設の構造等を変更しようとするときは、着工の60日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0031222/index.html	環境政策課	P 13
21	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第44条	特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに市長に届け出なければならない。 ※特定施設：著しい騒音又は振動を発生する施設等	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 17
22	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第51条	住居が集合している地域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の地域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある地域であって、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji003315/index.html	環境政策課	P 17

事前に届出が必要な環境配慮関連法令一覧

No.	法令	条	概要	HP	担当課	ページ
23	熊本市公害防止事前指導要綱	第3条	熊本市内において建築物の建築等をしようとする者は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知を行う前に、公害防止事前指導届出書に書類を添えて市長に提出し、公害防止に係る必要な指導を受けなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033507/index.html	環境政策課	P 19
24	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	第16条	開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ市長と自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議をしなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kiji00310914/index.html	みどり政策課	P 20
25	水質汚濁防止法	第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20291&class_set_id=20&class_id=2745	水保全課	P 22
26	水質汚濁防止法	第5条第2項	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20291&class_set_id=20&class_id=2745	水保全課	P 22
27	水質汚濁防止法	第5条第3項	工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20291&class_set_id=20&class_id=2745	水保全課	P 23
28	水質汚濁防止法	第7条	第5条の規定による届出をした者は、特定施設の構造、設備、使用の方法等を変更しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20291&class_set_id=20&class_id=2745	水保全課	P 23
29	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第30条	排水施設を設置しようとする者は、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5675.html	水保全課	P 13
30	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第32条	第30条の規定による届出をした者は、排水施設の種類、構造、使用の方法の変更を変更しようとするときは、着工の60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5675.html	水保全課	P 13
31	土壤汚染対策法	第3条	土地の所有者等は、土地の掘削その他の土地の形質の変更をし、又はさせるときは、あらかじめ、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を市長に届け出なければならない。	ホームページ準備中、予定ページはこちら https://www.city.kumamoto.jp/kiji00363012/index.html	水保全課	P 36
32	土壤汚染対策法	第4条	土地の形質の変更であって、その形質の面積が一定規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji00362616/index.html	水保全課	P 36
33	熊本市地下水保全条例	第23条	深さが10メートルを超える地下工事を行おうとする者は、地下工事着工予定日前30日までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=20306	水保全課	P 39
34	熊本市地下水保全条例	第24条	市の水道事業における水道の水源となる井戸の中心からおおむね半径500メートルの範囲内で、地下工事を行おうとする者は、あらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。	https://www.kumamoto-waterworks.jp/waterworks_article/26235/	水保全課	P 39
35	熊本県地下水保全条例	第8条	対象化学物質を業として使用しようとする者は、使用する60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20292&e_id=13	水保全課	P 40
36	熊本県地下水保全条例	第10条	第8条の規定による届出をした者は、対象化学物質の使用の方法、対象施設の種類等を変更しようとするときは、60日前までに、市長に届け出なければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20292&e_id=13	水保全課	P 40
37	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条 第11条	対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。 国の機関又は地方公共団体は届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=11097&class_set_id=2&class_id=146	建築指導課 技術管理課	P 41
38	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条	事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0031882/index.html	事業ごみ対策課	P 43
39	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条 の19	指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。 ※指定区域：廃止された最終処分場	https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=1716&class_set_id=3&class_id=594	事業ごみ対策課	P 43
40	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第19条	政令で定める規模以上の特定建築物以外の建築物の新築及び特定建築行為以外の建築物の増築又は改築をしようとするときは、その工事に着手する日の21日前までに、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を市長に届け出なければならない。その変更をしようとするときも、同様とする。	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=25350&class_set_id=3&class_id=630	建築審査室	P 45
41	熊本県地球温暖化の防止に関する条例	第32条	2,000㎡以上の新築、改築又は増築をしようとする者は、工事の着手の予定の日の21日前までに建築物環境配慮計画書を市長に提出しなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=26488&class_set_id=3&class_id=630	建築審査室	P 46
42	熊本県地球温暖化の防止に関する条例	第33条	建築物環境配慮計画書を提出した者は、工事完了後15日以内に工事完了届出書を市長に提出しなければならない。	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=26488&class_set_id=3&class_id=630	建築審査室	P 46

大気汚染防止法（抜粋）

（定義等）

第二条

11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

（ばい煙発生施設の設置の届出）

第六条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙発生施設の種類
- 四 ばい煙発生施設の構造
- 五 ばい煙発生施設の使用の方法
- 六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する

（実施の制限）

第十条 第六条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）

第十七条の五 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 揮発性有機化合物排出施設の種類

四 揮発性有機化合物排出施設の構造

五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法

六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の七 第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の五第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(一般粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 一般粉じん発生施設の種類

四 一般粉じん発生施設の構造

五 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条の六 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定粉じん発生施設の種類

四 特定粉じん発生施設の構造

五 特定粉じん発生施設の使用の方法

六 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定め

るところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

二 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に

掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該届出対象特定工事の場所
- 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号口から二まで及び第三号口に掲げる事項
 - 2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(水銀排出施設の設置の届出)

第十八条の二十八 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 水銀排出施設の種類
- 四 水銀排出施設の構造
- 五 水銀排出施設の使用の方法
- 六 水銀等の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(水銀排出施設の構造等の変更の届出)

第十八条の三十 第十八条の二十八第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十八第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 第十八条の二十八第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実施の制限)

第十八条の三十二 第十八条の二十八第一項の規定による届出をした者又は第十八条の三十第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

大気汚染防止法施行令 (抜粋)

(ばい煙発生施設)

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(揮発性有機化合物排出施設)

第二条の三 法第二条第五項の政令で定める施設は、別表第一の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第九項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定粉じん発生施設)

第三条の二 法第二条第十項の政令で定める施設は、別表第二の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定建築材料)

第三条の三 法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他石綿を含有する建築材料とする。

(特定粉じん排出等作業)

第三条の四 法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

(水銀排出施設)

第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三号(略)

別表(略)

ダイオキシン類対策特別措置法

(定義)

第二条

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の使用の方法
 - 六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」という。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量(大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場(以下「水質基準適用事業場」という。)の排出水に含まれるダイオキシン類の量とする。)その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は前条第二項の表の中欄に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実施の制限)

第十七条 第十二条第一項の規定による届出をした者又は第十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の変更をしてはならない。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令

(特定施設)

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中次に掲げる事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の受理に関する事務

別表第二(第一条関係)

(平一三政三五七・平一四政二六六・平一五政五一九・平一七政二七七・平三〇政二四一・一部改正)

一 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設

二 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設

三 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設

四 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設

五 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設

六 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設

七 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ 硫酸濃縮施設

ロ シクロヘキサン分離施設

ハ 廃ガス洗浄施設

ハ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ 水洗施設

ロ 廃ガス洗浄施設

九 四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 乾燥施設

ハ 廃ガス洗浄施設

十 二・三—ジクロロ—・四—ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 廃ガス洗浄施設

十一 八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジインドロ[三・二—b:三'・二'—m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。八において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設

ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設

ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設

ニ 熱風乾燥施設

十二 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの

イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設

十三 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ 精製施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

十四 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 精製施設

ハ 廃ガス洗浄施設

十五 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの

イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設

十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設

十七 フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ反応施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

十八 下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)

十九 第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

騒音規制法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。第三項(次条第三項において準用する場合を含む。)及び同条第一項において同じ。)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

（特定施設の数等の変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の場所及び実施の期間

四 騒音の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

騒音規制法施行令（抜粋）

（特定施設）

第一条 騒音規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（特定建設作業）

第二条 法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

別表第一(第一条関係)

(平八政三三八・平一一政二八三・一部改正)

一 金属加工機械

イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)

ヘ セン断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

ト 鍛造機

チ ワイヤーフォーミングマシン

リ プラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)

ヌ タンブラー

ル 切断機(といしを用いるものに限る。)

二 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。) 及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メ

ートル以上のものに限る。)

ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)

六 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

七 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

ハ 碎木機

ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

ヘ かな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

ハ 抄紙機

九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

別表第二(第二条関係)

(平八政三三八・平一二政三一三・一部改正)

一 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)

二 びよう打機を使用する作業

三 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)

四 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)

五 コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)

六 バックハウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

七 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

八 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法【抜粋】

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(特定施設の変更等の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 振動の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

振動規制法施行令【抜粋】

(特定施設)

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

(特定建設作業)

第二条 法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

別表第一(第一条、第三条関係)

一 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ セン断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)

二 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)

並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)

六 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

ハ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)

九 合成樹脂用射出成形機

十 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

別表第二(第二条関係)

- 一 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打
くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作
業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
- 四 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつて
は、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)

熊本県生活環境の保全等に関する条例【抜粋】

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第9条 ばい煙発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくはばい煙特定有害物質の量(以下「ばい煙量」という。)又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙有害物質(ばい煙特定有害物質を除く。)の量(以下「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第11条 第9条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第13条 第9条第1項の規定による届出をした者又は第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

(排水施設の設置の届出)

第30条 排水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 排水施設の種類
- (4) 排水施設の構造
- (5) 排水施設の使用の方法
- (6) 排水施設から排出される汚水等の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

(排水施設の構造等の変更の届出)

第32条 第30条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第30条第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第34条 第30条の規定による届出をした者又は第32条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る排水施設を設置し、又はその施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

(用語)

第41条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第44条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(用語)

第50条 この款において、「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第51条 住居が集合している地域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の地域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある地域であって、規則で定める地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施行する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則【抜粋】

(排水施設の設置等の届出)

第20条 条例第30条、第31条又は第32条の規定による届出は、排水施設設置(使用、変更)届出書(別記第6号様式)によるものとする。

(騒音に係る特定施設)

第23条 条例第41条第1号の規則で定める著しい騒音を発生する施設は、別表第11に掲げるとおりとする。

(特定建設作業)

第27条 条例第50条の規則で定める著しい騒音を発生する作業は、別表第13に掲げるとおりとする。

(特定作業)

第30条 条例第53条の規則で定める作業は、別表第15に掲げるとおりとする。

別表第11(第23条関係)

騒音に係る特定施設

1 石材切断機

2 セメント製品成型機(建設用資材製造機械に限る。)

3 木材加工機械

(1) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)

(2) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)

(3) かな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)

4 鋳型造型機(ジョルト式のものを除く。)

5 圧縮機(空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上7.5キロワット未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)

6 送風機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

7 クーリングタワー(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)

8 バーナー(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上のものに限る。)

9 脱水機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)

10 段ボール製造機械

備考 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設を除く。

別表第13

(特定建設作業)

1 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘削機械を使用する作業(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2第6号、第7号又は第8号に規定する作業を除く。)

3 鋼球を使用する作業

備考

この表に掲げる作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終わるものは、特定建設作業としない。

熊本市公害防止事前指導要綱

(公害防止事前指導届出書の提出)

第 3 条 熊本市内において建築物の建築等をしようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請 又は同法第 1 8 条第 2 項に規定する計画の通知を行う前に、公害防止事前指導届出書（様式第 1 号）に次に掲 げる書類を添えて市長に提出し、公害防止に係る必要な指導を受けなければならない。

- (1) 公害防止対策審査書（別紙 1 ）
- (2) 付近の見取図
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる建築物については、前項の規定を適用しない。

- (1) 専用住宅
- (2) 共同住宅、下宿又は寄宿舍の用途に供する建築物
- (3) 仮設建築物その他市長が特に届出が必要でないと認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱（昭和 6 3 年 1 0 月 1 5 日制定）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する共同住宅、下宿又は寄宿舍の用途に供する建築物については、熊本市中高層建築 物の建築に関する指導要綱実施要領第 5 条第 7 項に規定する建築確認申請事前調査報告書により事前指導を行うものとする。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例〔みどり政策課〕【抜粋】

(開発行為の事前協議)

第16条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ市長と自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議をしなければならない。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則【抜粋】

(事前協議を必要とする規則で定める行為)

第12条 条例第16条に規定する規則で定める行為とは、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に規定する宅地造成区域内において行われる宅地造成に関する工事(自己の居住用の住宅のための工事を除く。)
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物等の建築(当該建築物等の敷地の面積が500平方メートル以上のものの建築に限る。)

都市計画法【抜粋】

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

水質汚濁防止法【抜粋】

(定義)

第二条

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する特定事業場(以下「有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいう。

(特定施設等の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の設備

六 特定施設の使用の方法

七 污水等の処理の方法

八 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)

九 その他環境省令で定める事項

2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る污水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 有害物質使用特定施設の種類

四 有害物質使用特定施設の構造

五 有害物質使用特定施設の使用の方法

六 污水等の処理の方法

七 特定地下浸透水の浸透の方法

八 その他環境省令で定める事項

三 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。))であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

(特定施設等の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

水質汚濁防止法施行令【抜粋】

(特定施設)

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐

りん

化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)

- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物

六 砒

ひ

素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 ポリ塩化ビフェニル

九 トリクロロエチレン

十 テトラクロロエチレン

十一 ジクロロメタン

十二 四塩化炭素

十三 一・二—ジクロロエタン

十四 一・一—ジクロロエチレン

十五 一・二—ジクロロエチレン

十六 一・一・一—トリクロロエタン

十七 一・一・二—トリクロロエタン

十八 一・三—ジクロロプロペン

十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)

二十 ニークロロ—四・六—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)

二十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)

二十二 ベンゼン

二十三 セレン及びその化合物

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 ふっ素及びその化合物

二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 一・四—ジオキサン

(水素イオン濃度等の項目)

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 水素イオン濃度

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

三 浮遊物質

四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

五 フェノール類含有量

六 銅含有量

七 亜鉛含有量

八 溶解性鉄含有量

九 溶解性マンガン含有量

十 クロム含有量

十一 大腸菌群数

十二 窒素又はリンの含有量(湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。)

2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務

別表第一(第一条関係)

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 選鉱施設

ロ 選炭施設

ハ 坑水中和沈でん施設

二 掘削用の泥水分離施設

一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)

ハ 湯煮施設

三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水産動物原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 脱水施設

二 ろ過施設

ホ 湯煮施設

四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 圧搾施設

- 二 湯煮施設
- 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設

- ロ 洗淨施設
- ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 十六 麵類製造業の用に供する湯煮施設
- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗淨施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設

二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

ロ 接着機洗浄施設

二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

ロ 薬液浸透施設

二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設

ロ 湿式バーカー

ハ 碎木機

ニ 蒸解施設

ホ 蒸解廃液濃縮施設

ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設

ト 漂白施設

チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)

リ セロハン製膜施設

ヌ 湿式繊維板成型施設

ル 廃ガス洗浄施設

二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 自動式フィルム現像洗浄施設

ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 分離施設

ハ 水洗式破碎施設

ニ 廃ガス洗浄施設

ホ 湿式集じん施設

二十五 削除

二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ ろ過施設

ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設

ホ 廃ガス洗浄施設

二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 遠心分離機

ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設

ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設

ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設

ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設

ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設

チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設

リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設

ヌ 廃ガス洗浄施設

ル 湿式集じん施設

二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式アセチレンガス発生施設

ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設

ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設

ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設

ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設

ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ベンゼン類硫酸洗浄施設

ロ 静置分離器

ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 蒸留施設

ハ 遠心分離機

ニ ろ過施設

三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設

ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 廃ガス洗浄施設

三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 縮合反応施設

ロ 水洗施設
ハ 遠心分離機
ニ 静置分離器
ホ 弗

ふつ

素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設

ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
リ 廃ガス洗浄施設
ヌ 湿式集じん施設

三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 脱水施設

ハ 水洗施設

ニ ラテックス濃縮施設

ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 蒸留施設

ロ 分離施設

ハ 廃ガス洗浄施設

三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 廃酸分離施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄

装置を有しないものを除く。)

三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

ロ 脱臭施設

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 抽出施設

四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 石灰づけ施設

ハ 洗浄施設

四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 脱水施設

四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設

四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗施設

ロ ろ過施設

ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設

ニ 廃ガス洗浄施設

四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 動物原料処理施設

ロ る過施設

ハ 分離施設

ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)

ホ 廃ガス洗浄施設

四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設

四十九 農薬製造業の用に供する混合施設

五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱塩施設

ロ 原油常圧蒸留施設

ハ 脱硫施設

ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設

ホ 潤滑油洗浄施設

五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設

五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 石灰づけ施設

ハ タンニンづけ施設

ニ クロム浴施設

ホ 染色施設

五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 研摩洗浄施設

ロ 廃ガス洗浄施設

五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 抄造施設

ロ 成型機

ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)

五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

五十八 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設

ハ 酸処理施設

ニ 脱水施設

五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設

六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

ロ ガス冷却洗浄施設

ハ 圧延施設

ニ 焼入れ施設

ホ 湿式集じん施設

六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 還元そう

ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)

ハ 焼入れ施設

ニ 水銀精製施設

ホ 廃ガス洗浄施設

ヘ 湿式集じん施設

六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 焼入れ施設

ロ 電解式洗浄施設

ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

ニ 水銀精製施設

ホ 廃ガス洗浄施設

六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めつき施設

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

六十六の三 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗濯施設

ハ 入浴施設

六十六の四 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十七 洗濯業の用に供する洗淨施設

六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設

六十八の二 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗淨施設

ハ 入浴施設

六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

六十九の二 卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

七十 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第

三条第十四号に規定するものをいう。)

七十の二 自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)

七十一 自動式車両洗淨施設

七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるものの

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設

七十一の四 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

土壤汚染対策法【抜粋】

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。))であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壤汚染対策法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第三条第一項の指定に関する事務

水質汚濁防止法【抜粋】

(定義)

第二条

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

水質汚濁防止法施行令【抜粋】

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二 シアン化合物

三 有機燐

りん

化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)

四 鉛及びその化合物

五 六価クロム化合物

六 砒

ひ

素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 ポリ塩化ビフェニル

九 トリクロロエチレン

十 テトラクロロエチレン

十一 ジクロロメタン

十二 四塩化炭素

十三 一・二—ジクロロエタン

十四 一・一—ジクロロエチレン

十五 一・二—ジクロロエチレン

十六 一・一・一—トリクロロエタン

十七 一・一・二—トリクロロエタン

十八 一・三—ジクロロプロペン

十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)

- 二十 ニークロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―s―トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S―四―クロロベンジル=N・N―ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四―ジオキサン

(水素イオン濃度等の項目)

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 水素イオン濃度
 - 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
 - 三 浮遊物質
 - 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - 五 フェノール類含有量
 - 六 銅含有量
 - 七 亜鉛含有量
 - 八 溶解性鉄含有量
 - 九 溶解性マンガン含有量
 - 十 クロム含有量
 - 十一 大腸菌群数
 - 十二 窒素又はリンの含有量(湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。)
- 2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

熊本市地下水保全条例

(地下工事における地下水への影響防止)

第23条 建築工事等において地下工事(杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。)を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。

2 深さが10メートルを超える地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道水源周辺工事の事前協議)

第24条 市の水道事業における水道の水源となる井戸から規則で定める距離の範囲内で、水道事業の管理者が別に定める地域において地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。

熊本市地下水保全条例施行規則

(地下工事の種類)

第7条 条例第23条第1項に規定する規則で定める工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 杭打ち工事
- (2) 地盤改良工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長が必要と認める工事

(地下工事の届出)

第8条 条例第23条第2項の規定による届出は、地下工事届出書により地下工事着工予定日前30日までに行わなければならない。

2 前項の地下工事届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事の場所を明らかにする図書
- (2) 工事の内容を明らかにする図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平25規則32・旧第9条繰上・一部改正、平30規則86・一部改正)

熊本県地下水保全条例

(使用管理計画の届出)

第8条 対象化学物質を業として使用しようとする者は、対象事業場ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業場の名称及び所在地
- (3) 対象化学物質の種類
- (4) 対象化学物質の使用の方法
- (5) 対象施設(対象化学物質を使用する機械、器具及び設備をいう。以下同じ。)の種類及び構造並びに使用の方法
- (6) 対象施設から排出される対象化学物質を含む汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
- (7) 地下浸透水の浸透の方法
- (8) 排出水の汚染状態及び量並びにその他規則で定める事項

(使用管理の変更の届出)

第10条 第8条又は前条の規定による届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、その届出に係る第8条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第12条 第8条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る対象化学物質を使用し、又はその届出に係る対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【抜粋】

(定義)

第二条

5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

(分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

第十一条 国の機関又は地方公共団体は届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令【抜粋】

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が八十平方メートルであるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が五百平方メートルであるもの
- 三 建築物に係る新築工事等(法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が一億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの

2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

(市町村の長による事務の処理)

第九条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に関する事務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の処理)

第十二条

- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第十九条の十一第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
 - 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
 - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第十二条の七第一項の認定(当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集

若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。)に関する事務

- 二 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定(前号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 三 法第十二条の七第九項の規定による届出の受理(第一号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 四 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し(第一号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 五 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可(当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。)に関する事務
- 六 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可(前号に規定する許可に係るものに限る。)に関する事務
- 七 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理(第五号に規定する許可に係るものに限る。)に関する事務
- 八 法第十四条の三(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(第五号に規定する許可に係るものに限る。)に関する事務
- 九 法第十四条の三の二(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し(第五号に規定する許可に係るものに限る。)に関する事務
- 十 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務
- 十一 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取(第五号に規定する許可に係るものに限る。)に関する事務
- 2 第五条の五(第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。)、第六条の七の二及び第十六条の四に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

(建築物の建築に関する届出等)

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のものの新築

二 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第32条 建築主であって、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築をしようとする者(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第18条各号のいずれかに該当する建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を定めた計画(以下「建築物環境配慮計画」という。)を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 特定建築主以外の建築主は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、建築物環境配慮計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮変更計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、工事の完了に係る事項を記載した届出書(以下「建築物工事完了届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則

(建築物環境配慮計画書の作成等)

(特定建築主に該当することになる新築等の規模)

第27条 条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積(改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートルとする。

第29条 条例第32条第1項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を対象として、工事の着手の予定の日の21日前までに、建築物環境配慮計画書(別記第8号様式)により行うものとする。

(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 条例第33条の規定による建築物工事完了届出書の作成及び提出は、工事完了後15日以内に、建築物工事完了届出書(別記第10号様式)により行うものとする。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び第291条の2第2項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村及び広域連合が処理することとすることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村等が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村及び広域連合が処理することとする。

別表(第2条関係)

62 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 大気の汚染に関する規制に係る次に掲げる事務

ア 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第2項(条例第17条第4項及び第26条第4項において準用する場合を含む。)、第14条(条例第27条において準用する場合を含む。)、第15条第3項(条例第27条において準用する場合を含む。)、第23条第1項及び第3項並びに第24条第1項の規定による届出の受理に関する事務

(2) 水質の汚濁に関する規制に係る次に掲げる事務

ア 条例第30条、第31条、第32条、第33条第2項及び第36条第4項において準用する第12条第2項、第38条第2項並びに第40条において準用する第14条及び第15条第3項の規定による届出の受理に関する事務

(3) 騒音に関する規制に係る次に掲げる事務

ア 条例第42条第1項の規定による規制基準の設定に関する事務

イ 条例第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第49条において準用する第14条及び第15条第3項、第51条第1項及び第2項、第54条第1項、第55条第1項並びに第57条において準用する第14条及び第15条第3項の規定による届出の受理に関する事務

(1)、(2)及び(4)に掲げる事務にあつては熊本市、(1)アに掲げる事務のうち、条例第26条第4項において準用する第12条第2項、第27条において準用する第14条及び第15条第3項、第23条第1項及び第3項並びに第24条第1項に関するもの、(1)イに掲げる事務のうち、条例第26条第3項において準用する第17条第2項及び第26条第1項に関するもの、(1)エに掲げる事務(条例第22条第2号に規定する粉じん発生施設に係るものに限る。)及び(1)オに掲げる事務(条例第22条第2号に規定する粉じん発生施設に係るものに限る。)にあつては天草市、(3)アに掲げる事務にあつては八代市、天草市、山鹿市、苓北町、(3)イからオまでに掲げる事務にあつては各市町村

65 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第8条、第9条第1項及び第2項、第10条、第13条、第14条、第15条第3項並びに第20条第1項の規定による届出の受理に関する事務

(1)から(3)まで及び(8)から(11)までに掲げる事務にあつては熊本市、(4)から(7)までに掲げる事務にあつては熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、玉

東町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町

71 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第32条から第34条までの規定による知事に対する提出の受付に関する事務

熊本市、八代市